

名古屋港港湾機能継続計画

令和7年8月4日

名古屋港BCP協議会

策定、改訂等の履歴一覧 （その１）

版数	日付	改訂等の概要	理由等
1	平成 27 年 6 月 1 日	—	新規策定
2	平成 28 年 3 月 4 日	名古屋港 BCP 協議会 名古屋港 BCP における 連携・協働体制等	新たな協議会構成員の参画 {(一社)日本潜水協会名古屋 支部、農林水産省動物検疫所 中部空港支所}
3	平成 28 年 11 月 25 日	名古屋港 BCP 協議会 港湾機能の回復目標 名古屋港 BCP における 連携・協働体制 緊急物資輸送に係る行動 計画 一般貨物輸送に関わる関 係者等	新たな協議会構成員の参画 {(出光興産(株)愛知製油所)、 (JX エネルギー(株)知多製造 所)、(知多市都市整備部)} 燃油機能を追加等
4	平成 29 年 3 月 8 日	名古屋港 BCP 協議会 港湾機能の回復目標 名古屋港 BCP における 連携・協働体制 緊急物資輸送に係る主な 行動等	新たな協議会構成員の参画 {(中部電力(株))、(東邦ガス(株))} 電力・都市ガス機能を追加等
5	平成 29 年 10 月 4 日	名古屋港 BCP 協議会 名古屋港 BCP における 連携・協働体制 主な応急復旧活動の行動 計画と役割分担等	新たな協議会構成員の参画 {(中部沿海海運組合)、(東海内 航海運組合)、(全国内航タン カー海運組合東海支部)、(東 海北陸旅客船協会)、(名古屋 四日市国際港湾(株))} 中部版くしの歯作戦の改訂 を反映等
6	平成 30 年 9 月 18 日	名古屋港 BCP 協議会	協議会オブザーバーの変更 (JXTG エネルギー(株)名古屋 第二油槽所)

策定、改訂等の履歴一覧 (その2)

版数	日付	改訂等の概要	理由等
7	平成 31 年 2 月 21 日	名古屋港 BCP 協議会	協議会構成員の商号変更((一社)日本潜水協会 中部支部) 協議会構成員のオブザーバーへの変更{(中部沿海海運組合)、(東海内航海運組合)、(全国内航タンカー海運組合東海支部)、(東海北陸旅客船協会)}
8	令和元年 9 月 27 日	名古屋港 BCP 協議会	構成員の変更 中部電力株式会社から株式会社 JERA へ変更
9	令和 2 年 3 月 24 日	台風への対応を追加	-
10	令和 2 年 9 月 4 日	名古屋港 BCP 協議会	協議会オブザーバーの変更 (ENEOS 株式会社名古屋第二油槽所)
11	令和 3 年 2 月 2 日	南海トラフ臨時情報に関する対応を追加	-
12	令和 4 年 2 月 9 日	台風接近時の行動計画(案)の更新	行動計画(案)見直し
13	令和 5 年 2 月 13 日	名古屋港 BCP 協議会 災害協定締結状況の更新	新たな協議会構成員の参画 {(一社)港湾空港技術コンサルタント協会} 協議会構成員のオブザーバーへの変更(愛知建設業協会)
14	令和 6 年 7 月 31 日	発動基準の更新 耐震強化岸壁数の更新 伊勢湾との広域連携の追記	BCP 発動基準の追加 R1 岸壁供用開始による反映 伊勢湾 BCP との関係性の明記
15	令和 7 年 8 月 4 日	台風接近時の行動計画(案)の更新 耐震強化岸壁の更新 緊急物資輸送等に係る主な行動等の更新 応急復旧方針の決定について更新	港長基準の更新 金城ふ頭新規概成岸壁による反映 (一社)港湾空港技術コンサルタント協会の追加 災害ガレキの仮置場の選定について追記

目 次

	頁
1. 総則	1
1.1 名古屋港港湾機能継続計画の目的	1
1.1.1 名古屋港の役割.....	1
1.1.2 目的	1
1.2 名古屋港 BCP の構成	3
1.3 名古屋港 BCP 協議会	4
2. 対象とする災害と被害想定	6
2.1 地震・津波の被害想定	6
2.1.1 想定する災害	6
2.1.2 被害想定	6
2.1.3 ライフラインの被害想定	9
2.2 台風時の被害想定	10
2.2.1 想定する災害	10
2.2.2 被害想定	10
3. 台風接近時の事前の防災行動	12
3.1 台風接近時の事前の防災行動.....	12
4. 緊急物資輸送編.....	17
4.1 港湾機能の回復目標	17
4.2 対応計画	19
4.2.1 概要	19
4.2.2 名古屋港 BCP の発動	19
4.2.3 初動時.....	19
4.3 名古屋港 BCP における連携・協働体制	20
4.4 伊勢湾における広域連携.....	21
4.4.1 広域連携の必要性及び伊勢湾 BCP の策定	21
4.4.2 伊勢湾 BCP と各港 BCP との連携体制	22
4.5 主な応急復旧活動の行動計画と役割分担	23

4.6 応急復旧における個別の対処行動	25
4.6.1 施設の被災状況の点検	26
4.6.2 応急復旧方針の決定	27
4.6.3 応急復旧資機材、要員の調達・運搬	28
4.6.4 応急復旧作業の実施	30
4.6.5 緊急物資輸送体制の構築	30
4.7 緊急物資輸送に係る主な行動（例：潮風ふ頭、大江ふ頭、金城ふ頭 公共耐震強化岸壁）	31
5. 通常貨物輸送編	42
5.1 基本方針	42
5.1.1 基本的な考え方	42
5.1.2 港湾機能の選定	42
5.1.3 港湾機能の回復目標	42
5.2 対応計画	44
5.2.1 概要	44
5.2.2 名古屋港 BCP の発動	44
5.2.3 初動時	44
5.2.4 コンテナ貨物	45
5.2.5 一般貨物	50
6. 情報の共有と発信	55
6.1 情報の整理と共有	55
6.2 情報の発信	55
7. その他	56
7.1 事前対策	56
7.1.1 地震・津波、台風時共通	56
7.1.2 台風に対して備えるべき事前対策	57
7.2 教育・訓練	58
7.2.1 教育・訓練の目的	58
7.2.2 訓練内容	58
7.3 見直し・改善	58

1. 総則

1.1 名古屋港港湾機能継続計画の目的

1.1.1 名古屋港の役割

名古屋港は中部圏のものづくり産業を物流面で支える港湾として発展し、現在では、コンテナ、完成自動車、エネルギー(LNG、原油等)、穀物等と多品目の貨物を取り扱う日本有数の国際総合港湾である。

また、中部圏の経済・産業活動で生み出される外貿貨物量が名古屋港の総取扱貨物量の約 7 割を占め、その貿易額は 16 兆円超である。このように、名古屋港での港湾活動は、グローバルに日本経済を牽引していることから、災害時においても中部圏の経済活動を停滞させることのないように、名古屋港の港湾物流機能を維持していくことが必要である。

1.1.2 目的

港湾活動は、多岐に渡る関係者間のネットワークにより支えられており、災害が発生した場合、行政機関、民間事業者等のさまざまなネットワークが途切れることにより、港湾機能の麻痺が生じる可能性が高い。

このため、港湾機能の早期回復を実現させるよう、災害発生時における関係者の行動や相互の関係を事前に協議しておく必要がある。

名古屋港港湾機能継続計画(以下「名古屋港 BCP」という)は、災害発生時に関係者が連携して的確に対応するために共有しておくべき目標や行動、協力体制をとりまとめ、整理、明確化することにより、港湾機能の早期回復を図ることを目的として策定するものである。

さらに、名古屋港 BCP の取り組みを推進させるためには、平常時において港湾で活動している関係者と災害時において復旧支援する関係者との協働が不可欠であり、このことを関係者一同が認識し、関係者間での信頼関係を一層深めるものとする(図 1.1 参照)。

また、名古屋港 BCP が目指すべき復旧曲線(青色)のイメージを図 1.2 に示す。

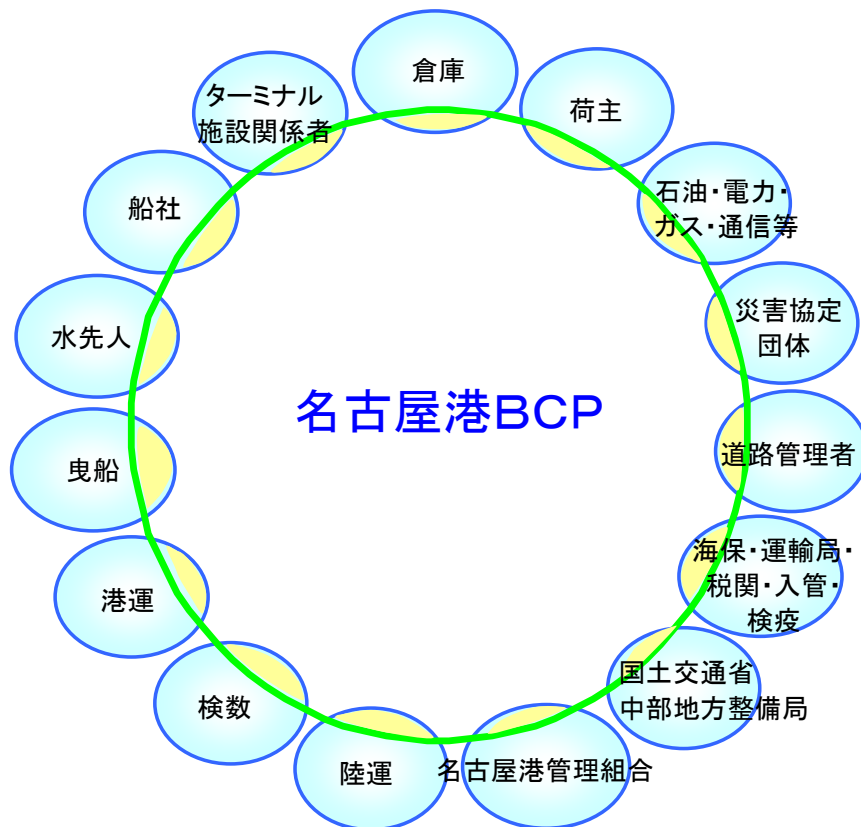


図 1.1 名古屋港 BCP のイメージ

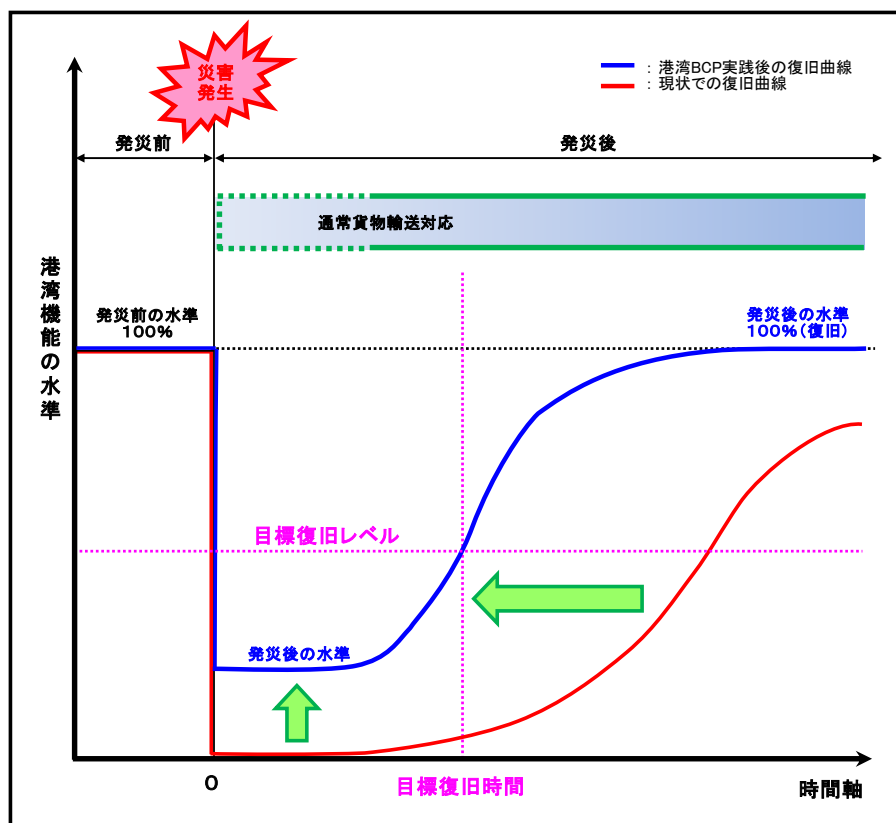


図 1.2 名古屋港 BCP の目標復旧曲線のイメージ

1.2 名古屋港 BCP の構成

名古屋港 BCP は、緊急物資輸送および通常貨物輸送の再開に資するための、①台風接近時の事前の防災行動、②被災施設の応急復旧、③緊急物資輸送体制の構築、④通常貨物輸送体制の構築で構成する。

名古屋港BCPの対象範囲

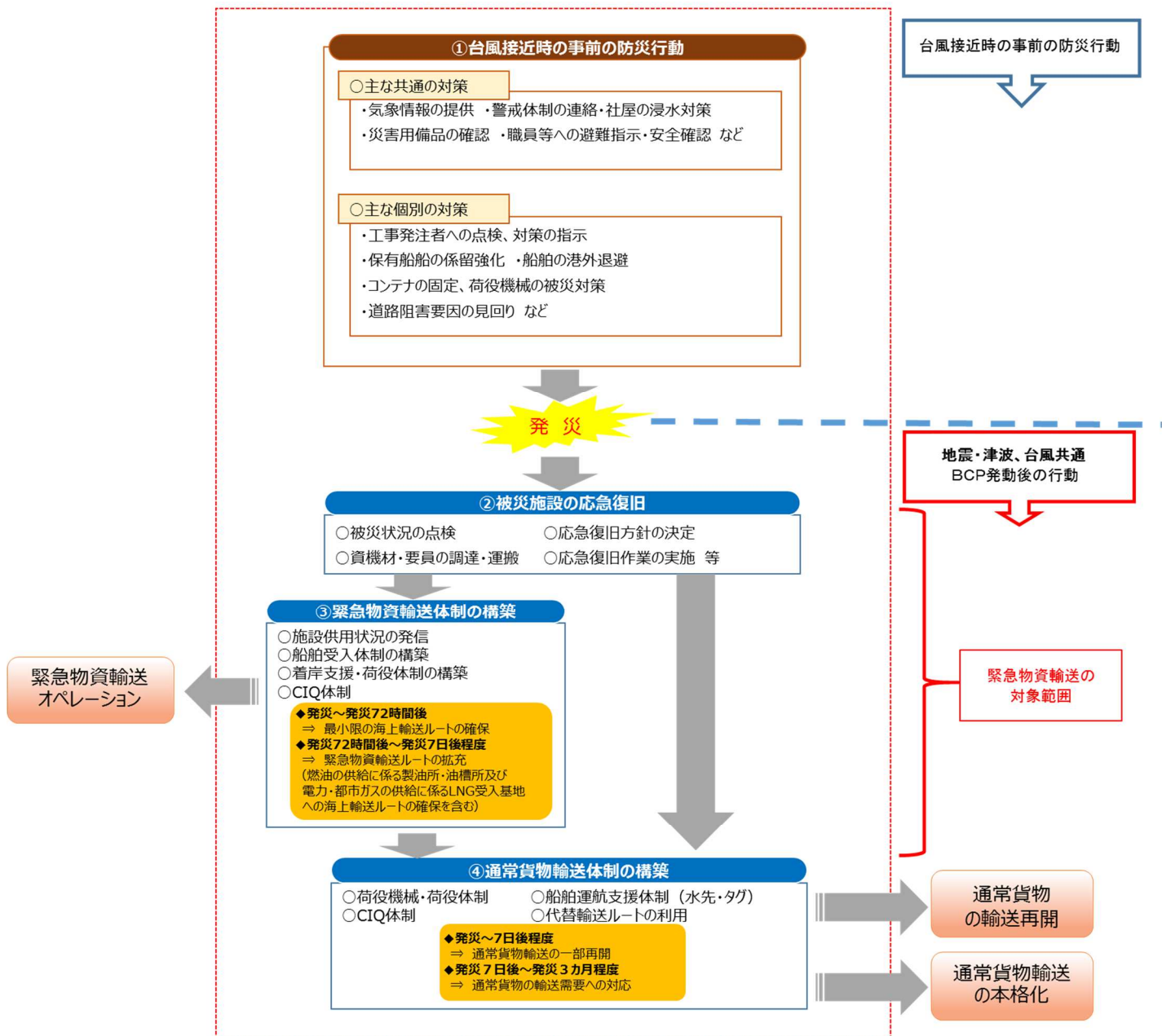


図 1.3 名古屋港 BCP の構成

1.3 名古屋港 BCP 協議会

名古屋港 BCP 協議会の構成（42 者）は、表 1.1 のとおりである。

表 1.1 名古屋港 B C P 協議会の構成員及びオブザーバー（順不同）

種別	団体・機関等の名称
関係団体・企業 （構成員21者） （オブザーバー7者）	（一社）日本海上起重技術協会 中部支部
	（一社）海洋調査協会
	（一社）日本埋立浚渫協会 中部支部
	中部港湾空港建設協会連合会
	全国浚渫業協会 東海支部
	（一社）港湾空港技術コンサルタンツ協会
	（一社）建設コンサルタンツ協会 中部支部
	名古屋港建設災害防止協会
	（一社）日本潜水協会 中部支部
	伊勢三河湾水先区水先人会
	伊勢湾三河湾タグ協会
	名古屋港運協会
	名古屋海運協会
	（一社）愛知県トラック協会
	中日本高速道路(株) 名古屋支社
	名古屋四日市国際港湾(株)
	名古屋港埠頭(株)
	飛島コンテナ埠頭(株)
	名古屋ユナイテッドコンテナターミナル(株)
	(株)JERA
	東邦ガス(株)
	（一社）愛知県建設業協会 ※
	出光興産(株) 愛知事業所 ※
	ENEOS 株式会社 名古屋第二油槽所 ※
	中部沿海海運組合 ※
	東海内航海運組合 ※
	全国内航タンカー海運組合東海支部 ※
	東海北陸旅客船協会 ※
行政機関 （構成員12者）	愛知県 建設局
	名古屋市 緑政土木局
	知多市 都市整備部
	財務省 名古屋税関
	厚生労働省 名古屋検疫所

種別	団体・機関等の名称
行政機関 (構成員12者)	農林水産省 名古屋植物防疫所
	農林水産省 動物検疫所 中部空港支所
	海上保安庁 名古屋海上保安部
	国土交通省 中部運輸局 海事振興部
	国土交通省 中部地方整備局 道路部
	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部
事務局 (2者)	国土交通省 中部地方整備局 名古屋港湾事務所
	名古屋港管理組合

※ はオブザーバー

2. 対象とする災害と被害想定

名古屋港 BCP で対象とする災害は、地震・津波と台風である。それぞれの想定する災害と被害想定は以下のとおりとする。

2.1 地震・津波の被害想定

2.1.1 想定する災害

想定する災害は、伊勢湾地域に大きな地震・津波被害を与えると想定されている南海トラフ巨大地震とし、地震動、津波の各々について複数ケースの想定のうち、当該地域に最も大きな影響を与えるケースを想定するものとした。

区 分	想定ケース
地震動	陸側ケース （想定地震動5ケースのうち、揺れによる被害が最大と想定されるケース）
津波	ケース1 （駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域が生じたケース）

内閣府「南海トラフ巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成 24 年 8 月 29 日）より

2.1.2 被害想定

地震・津波による港湾施設の被害想定は以下のとおりであり、地震の揺れや津波によって港湾区域内外の水域（航路・泊地等）、岸壁、荷さばき地および臨港道路の被害を想定する。

区 分			名古屋港での被害想定
地震規模			・ マグニチュード9.0(9.1) ^{※1} （ ）内は津波断層モデルの値
潮位			・ TP+1.2m（朔望平均満潮位） ^{※1}
震度			・ 最大震度7 ^{※1}
最大津波高			・ 3.4m ^{※1}
液状化危険度			・ 極めて高い
港湾施設被害	揺れによる被害	水域（航路・泊地）	—
		岸壁	・ 耐震強化岸壁及び一部の岸壁は軽微な修復によって利用可能
		荷さばき地	・ 岸壁と背後ヤードの間に0.1m程度の段差が発生 ^{※2}
		臨港道路	・ 主要な橋梁（潮風橋、金城橋、名港潮見IC、桜木大橋、富浜大橋）は軽微な修復によって利用可能（耐震補強済み） ^{※3} ・ 埋立地の道路は液状化により不等沈下、舗装に亀裂発生
	津波による被害	水域（航路・泊地）	・ 津波に伴って背後地で発生した瓦礫や原木が港内に漂流、自動車等が海底に沈降 ^{※4}
		岸壁	—
		荷さばき地	・ ヤード上に瓦礫が散乱
		臨港道路	・ 道路上に瓦礫が散乱

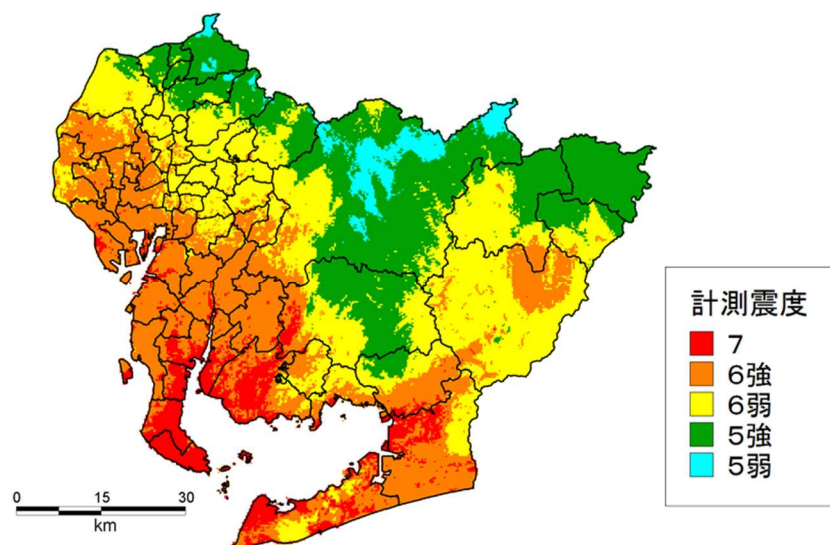
※1:「平成 23～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書、平成 26 年 3 月、愛知県」

※2:名古屋港湾空港技術調査事務所が実施した耐震性照査結果（FLIP）による

※3:「名古屋港管理組合政策体系」（H25.8）より

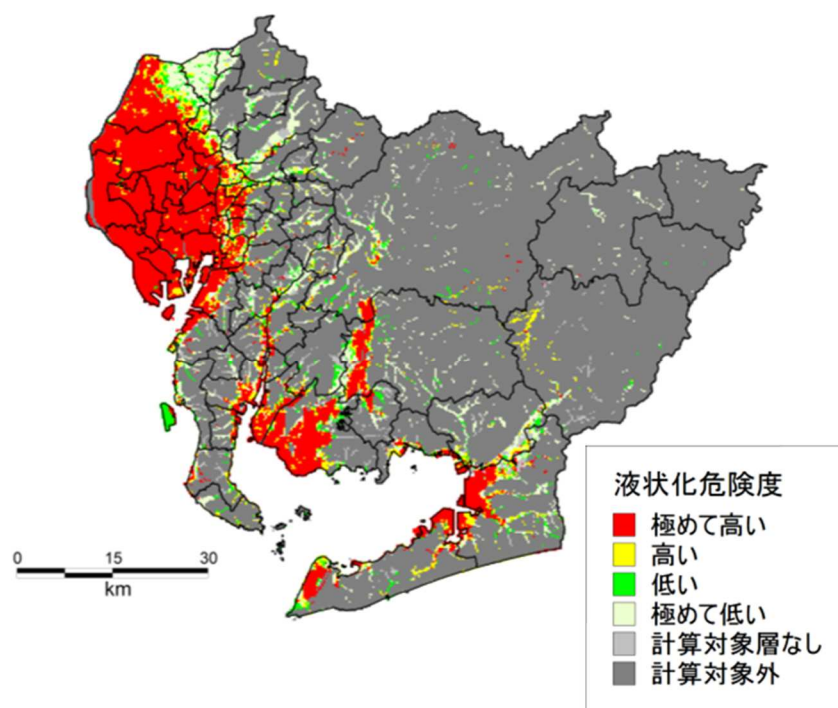
※4:瓦礫以外の漂流・沈降状況については、名古屋港湾空港技術調査事務所のシミュレーション結果による

最大想定モデルの地震の地表震度分布を図 2.1、液状化危険度を図 2.2、津波の最大浸水深分布を図 2.3 に示す。



出典：「平成 23～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書、平成 26 年 3 月、愛知県」

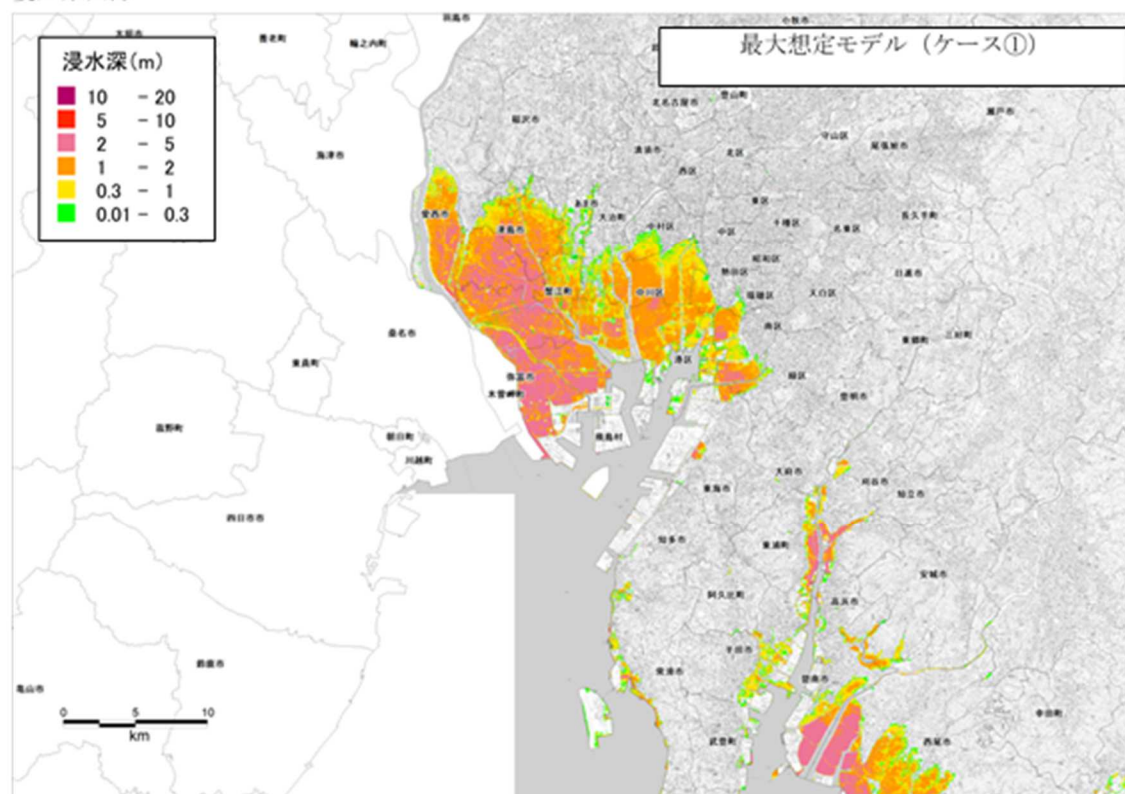
図 2.1 最大想定モデルの地震（陸側ケース）による地表震度分布



出典：「平成 23～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書、平成 26 年 3 月、愛知県」

図 2.2 最大想定モデルの地震（陸側ケース）の液状化危険度

愛知県西部



出典：「平成 23～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書、平成 26 年 3 月、愛知県」

図 2.3 最大想定モデル (ケース①) の津波の最大浸水深分布 (愛知県西部)

2.1.3 ライフラインの被害想定

最大想定モデルにおける被害想定は、過去に経験したことの無い規模の災害であり、現時点では起こり得る状況を定量的に把握できていない。また、被害がより深刻な超広域災害となり、詳細な被害の把握や資機材の調達等に時間を要し、復旧作業の開始が遅れる可能性がある。

このため、愛知県におけるライフラインの被害想定は、定量評価されている 5 地震参考モデル（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震を重ね合わせたモデル）に基づく被害想定結果を参考として表 2.1 に示す。

今回想定する最大想定モデルでは、被害地域が拡大することから、復旧に要する期間がさらに長期化する可能性がある。

表 2.1 ライフラインの被害想定（5 地震参考モデル）

ライフライン	被害想定
電 力	愛知県では、被災直後に約9割で停電し、95%復旧するのに約1週間を要すると推定される（ただし、津波等により被災した地域を除外する）。
通 信（固定電話）	愛知県では、停電の影響により被災直後に約9割で通話できなくなり、95%復旧するのに約1週間を要すると推定される。
通 信（携帯電話）	愛知県では、停電の影響により被災直後に約8割で通話できなくなり、95%復旧するのに約1週間を要すると推定される。
上水道	愛知県では、被災直後に約9割で断水し、液状化の可能性の高い地域では、95%復旧するのに2ヶ月以上を要すると推定される（ただし、津波等により被災した地域を除外する）。
下水道	愛知県では、被災直後に約6割で利用困難となり、95%復旧するのに約1週間と推定される。津波浸水のある地域では3～6週間に渡る機能支障が発生すると推定される。
ガ ス（都市ガス）	愛知県では、被災直後に約1割が供給停止となり、95%復旧するのに約2週間を要すると推定される。
ガ ス（LPガス）	愛知県では、被災直後に約2割が供給停止となり、95%復旧するのに約1週間を要すると推定される。
その他	断続的に余震が発生すると推定される。

出典：「平成 23～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書、平成 26 年 3 月、愛知県」

2.2 台風時の被害想定

2.2.1 想定する災害

台風災害については「当該地域に影響を与えた過去最大級の災害」とし、名古屋港においては伊勢湾台風を想定災害とする。

表 2.2 伊勢湾台風時の概況

項目	伊勢湾台風
観測場所	名古屋
接近年月	昭和 34 年 9 月 26 日
中心気圧	958.2hPa(名古屋)
浸水区域	愛知県、三重県にわたる 10 万 ha 弱
最大風速	37.0 m/s
最大瞬間風速	45.7m/s
最高潮位(N.P.)	+5.31m

2.2.2 被害想定

台風による港湾施設の被害想定は以下のとおりであり、暴風や高潮によって港湾区域内外の水
域（航路・泊地等）、岸壁、荷さばき地および臨港道路の被害を想定する。

表 2.3 伊勢湾台風級の台風が接近した場合の名古屋港における被害想定

区 分		名古屋港での被害想定
暴風による被害	水域(航路・泊地)	・保有船や資機材の漂流、沈没 ・保有船の損傷
	岸壁・護岸	—
	荷さばき地	・資機材、コンテナ等貨物の散乱 ・荷役機械等の転倒、逸走
	臨港道路	・飛来物・転倒物等による通行阻害 ・停電等による交通混乱
	ライフライン	・飛来物による高圧線断線等による停電 ・停電等による断水 ・停電等による通信障害
高潮による被害	水域(航路・泊地)	・コンテナ等貨物や資機材の漂流、沈下 ・流木等の漂流
	岸壁・護岸	・護岸の倒壊、剥離
	荷さばき地	・資機材、コンテナ等貨物の散乱、流出 ・上屋への浸水や荷さばき地の冠水による原材料・燃料等への被害 ・荷役機械の水没
	臨港道路	・冠水による交通規制
	ライフライン	・電気施設浸水による停電

出典) 令和元年度 名古屋港 BCP 協議会ワークショップ

伊勢湾台風級の台風による高潮の浸水予測計算結果を図 2.4 に示す。

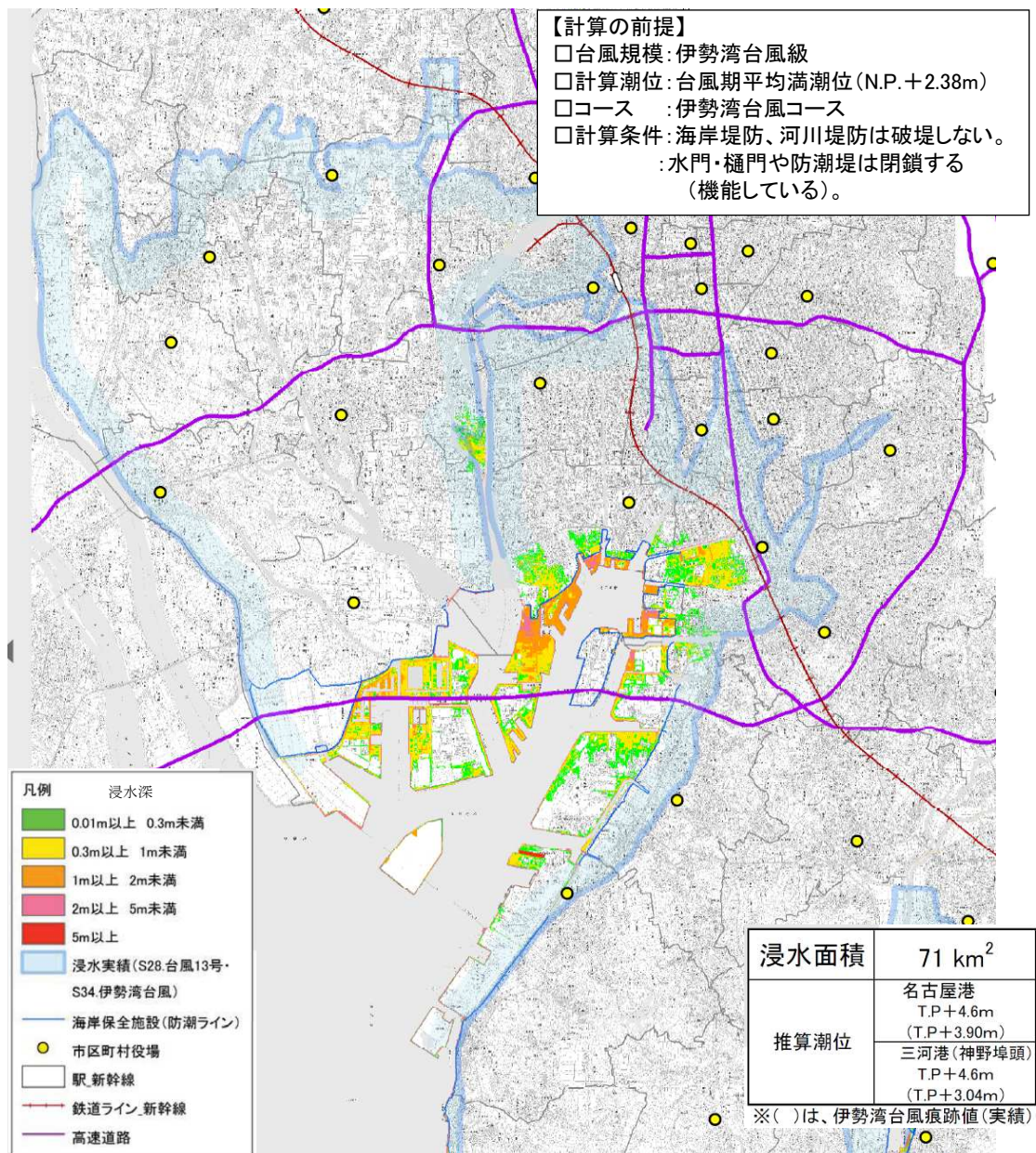


図 2.4 伊勢湾台風級での浸水予測計算結果 (ケース 1)

出典) 第 4 回 愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会、平成 25 年 3 月 22 日 HP より

3. 台風接近時の事前の防災行動

台風の接近は、地震・津波の被害時とは異なり気象庁から進行方向や速さ等の予報が発表されるため、事前の防災行動を行なうことが可能である。そのため事前の防災行動に着目して検討を行うことが重要となるため、台風接近時の事前の防災行動等について名古屋港 BCP に取りまとめた。

3.1 台風接近時の事前の防災行動

気象庁が発表する警報・注意報や港長が発令する勧告等により、各者が必要な防災行動をとる。台風接近時の主な事前の防災行動は以下のとおり。

(主な共通の事前の防災行動)

- ・職員等への気象情報提供を行う。
- ・災害対応備品の確認、補充(非常用燃料、充電含む)を行う。

(主な個別の事前の防災行動)

- ・管理者（港湾関係）、海上運送事業者、港湾運送事業者、ターミナル関係者、船舶運航支援関係者、C I Q関係者は港長の勧告等を関係者に連絡をする。
- ・名古屋港管理組合、中部地方整備局、海上保安部、C I Q関係者は保有船舶の係留強化及び港外退避を行う。
- ・名古屋港管理組合、中部地方整備局、道路業務関係者は工事受注者へ点検・対策を指示する。
- ・海上運送事業者、港湾運送事業者が共同で出港準備を行う。
- ・道路管理者は道路の阻害要因の見回りを行う。
- ・ターミナル施設関係者は、コンテナ転倒防止や荷役機器への強風対策を行う。
- ・名古屋港管理組合、中部地方整備局はコンテナターミナルの事前準備の確認をする。
- ・名古屋港管理組合は、堀川口防潮水門や陸閘の閉鎖をする。
- ・中部地方整備局は、みなとカメラ等の動作確認、堀川口防潮水門や陸閘の閉鎖状況を確認する。
- ・港湾運送事業者やターミナル施設関係者は、荷主・搬出先との調整、資機材の固定や流出対策などを行う。

台風接近時の行動計画の例を図 3.1 に示す。これらの行動は各者が実施するもので、状況により実施しない行動も含まれる。

Aグループ		Bグループ				
管理者(港湾関係)		災害復旧(港湾関係)				
A-1		B-1				
A-2		B-2				
A-3		B-3				
A-1		B-3				
・名古屋港管理組合	中部地方整備局 ・港湾空港部 ・名古屋港湾事務所	名古屋海上保安部	・株JERA ・東邦ガス(株) ・出光興産㈱ 愛知事業所 ・ENEOS㈱名古屋第二油槽所	海洋調査協会	・日本埋立浚渫協会 ・全国浚渫業協会 ・中部港湾空港建設協会連合会 ・日本海上起重技術協会 ・港湾空港技術コンサルタンツ協会	日本潜水協会
関係連絡先等のメーリングリスト、緊急連絡先の確認	直轄事務所や港湾管理者への注意喚起・対応確認		港長の警戒体制を情報収集し、関係者に連絡			
港長の警戒体制の発令に関する情報を把握した時点で関係者に連絡						
継続的な気象情報の把握と職員・関係者等への情報提供 (・気象、海象、海上安全情報(波浪、潮位、防風等))				継続的な気象情報の把握と職員・関係者等への情報提供 (・気象、海象、海上安全情報(波浪、潮位、防風等))		
保有船舶の対策(係留場所の変更・係留強化)				作業船の退避		
工事受注者への点検・対策の指示				社屋の浸水対策		
潜水士による障害物調査依頼	ライブカメラ等の動作確認	通信設備の通信・動作確認	荷主・搬出先との調整(運搬調整含む)	資機材の流出対策		
水門閉鎖の可能性連絡と試運転				建設重機の退避		
調査準備依頼	【必要に応じて支援要請】			被害状況調査に対応可能な会員の把握・連絡・調査準備(機材、人員確認)		
災害対応備品の確認、補充(非常用燃料、充電含む)				災害対応備品の確認、補充(非常用燃料、充電含む)		
気象台との合同説明会開						

(注1) 名古屋港における台風来襲時の港長基準(一部抜粋)

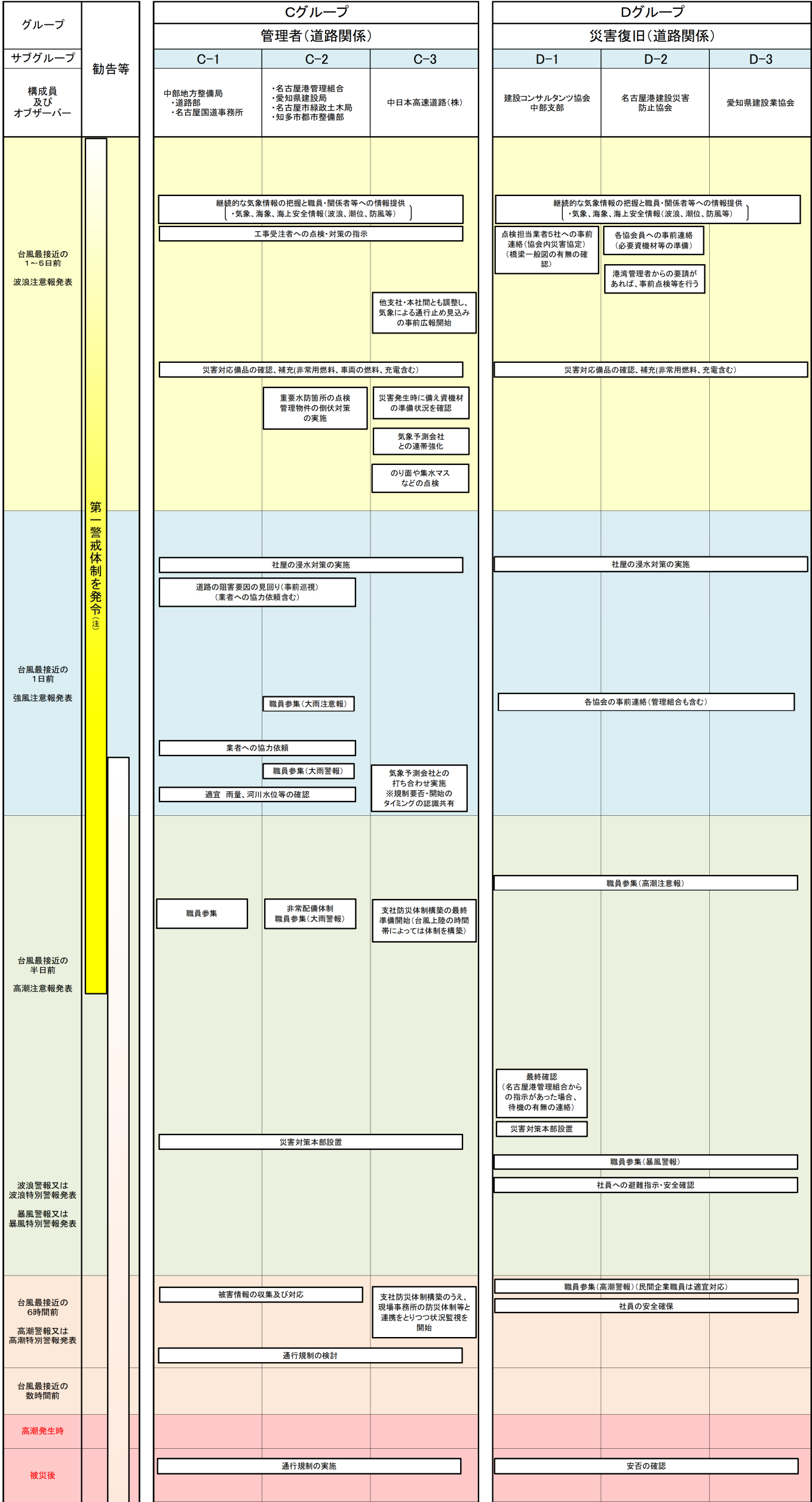
第一警戒体制(準備体制) 台風の進路等推定した場合、強風域が名古屋港にかかるときに、その6時間前に発令する。

第二警戒体制(避難体制) 台風の進路等推定した場合、暴風域が名古屋港にかかる可能性があるとき、強風域がかかる3時間前に発令する。また、気象・海象に応じ、水先人の乗船を必要とする船舶に対して別途発令する場合がある。

(注2) 復旧の優先順位の考え方

台風等においては被災状況に応じて耐震強化岸壁以外の岸壁についても優先的な復旧を検討するものとする。

図 3.1 台風接近時の行動計画(案)



(注1) 名古屋港における台風来襲時の港長基準(一部抜粋)

第一警戒体制(準備体制) 台風の進路等推定した場合、強風域が名古屋港にかかるときに、その6時間前に発令する。

第二警戒体制(避難体制) 台風の進路等推定した場合、暴風域が名古屋港にかかる可能性があるとき、強風域がかかる3時間前に発令する。また、気象・海象に応じ、水先人の乗船を必要とする船舶に対して別途発令する場合がある。

(注2) 復旧の優先順位の考え方

台風等においては被災状況に応じて耐震強化岸壁以外の岸壁についても優先的な復旧を検討するものとする。

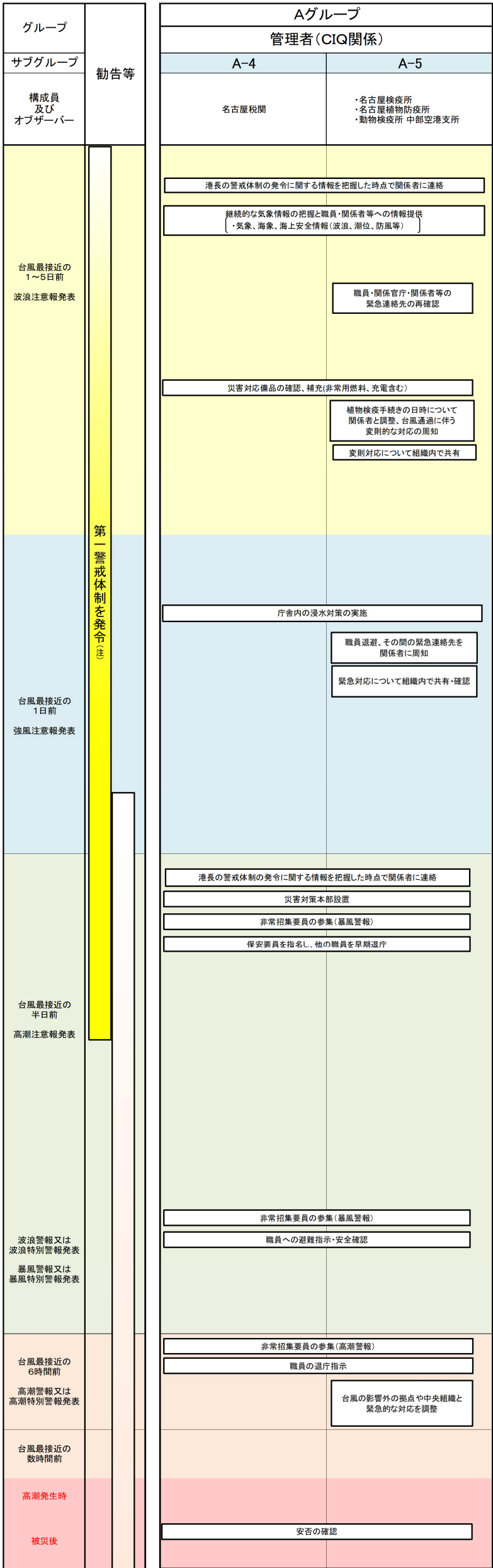
図 3.1 台風接近時の行動計画(案)

凡例

→: 指示・要請

→: 報告・連絡、確認

→: 連続する行動



(注1) 名古屋港における台風来襲時の港長基準(一部抜粋)

第一警戒体制(準備体制) 台風の進路等推定した場合、強風域が名古屋港にかかるときに、その6時間前に発令する。

第二警戒体制(避難体制) 台風の進路等推定した場合、暴風域が名古屋港にかかる可能性があるとき、強風域がかかる3時間前に発令する。また、気象・海象に応じ、水先人の乗船を必要とする船舶に対して別途発令する場合がある。

(注2) 復旧の優先順位の考え方

台風等においては被災状況に応じて耐震強化岸壁以外の岸壁についても優先的な復旧を検討するものとする。

図 3.1 台風接近時の行動計画(案)

凡例

→:指示・要請

→:報告・連絡、確認

→:連続する行動

4. 緊急物資輸送編

大規模地震・津波発生時、台風通過後において、被災者の生活、維持及び国民生活の維持に向けた大量輸送が可能な海上からの緊急物資の供給を迅速に行う必要がある。

本編では、発災直後から通常貨物の輸送が再開される時期を対象期間とし、緊急物資輸送に必要な港湾機能を確保するための実施計画「緊急物資輸送編」としてとりまとめた。

4.1 港湾機能の回復目標

①目標設定の前提条件

港湾機能の回復目標の設定にあたっての前提条件は以下のとおりである。

- 回復目標を設定する上で、津波警報・注意報の解除を発災 24 時間後と想定する。
- 津波警報・注意報等が解除されるまでの間に、中部地方整備局は被災情報や強震計、GPS 波浪計等の観測データに基づく被害想定により航路啓開及び施設復旧の範囲・対象を絞り込むなどして、解除後の対処行動の迅速化を図る。

②回復目標の設定

緊急物資輸送の機能回復目標については、被災地における緊急物資備蓄量を 3 日分と想定して、海上からの緊急物資の供給を早期に開始することを目指す。

発災後 3 日以内に、最小限の海上輸送ルートを確認するものとし、その後、発災後 7 日以内に順次、緊急物資輸送ルートの拡充（燃油の供給に係る製油所・油槽所及び電力・都市ガスの供給に係る LNG 受入基地への海上輸送ルートの確保を含む）を図ることを目標とする。

目標時間	回復目標
発災後 3 日以内	○最小限の海上輸送ルートの確保
発災後 7 日以内	○緊急物資輸送ルートの拡充 (燃油の供給に係る製油所・油槽所及び電力・都市ガスの供給に係る LNG 受入基地への海上輸送ルートの確保を含む)

③復旧の優先順位の考え方

復旧の優先順位は、緊急物資輸送における機能に加えて、復旧に要する日数や道路啓開の状況等を総合的に判断して決定する。

優先的に確保すべき 海上輸送ルート	考え方
耐震強化岸壁	緊急物資を輸送するための耐震強化岸壁に係るルート
製油所・油槽所 LNG 受入基地	燃油の供給を確保するための製油所・油槽所及び電力・都市ガスの供給を確保するための LNG 受入基地に係るルート
その他	その他救援活動等の円滑な実施に資する岸壁に係るルート

※台風等においては被災状況に応じて耐震強化岸壁以外の岸壁についても優先的な復旧を検討するものとする。

④暫定供用について

緊急物資輸送を開始するため、被災状況及び緊急物資輸送船舶の諸元等に応じて施設供用の範囲や水深を決定する等により、積極的に暫定供用を行う。

○暫定供用は緊急物資輸送船が安全に航行・離着岸できる範囲とし、対象船舶の船型や航路・泊地の形状、現場条件等を踏まえ、中部地方整備局、名古屋港管理組合及び名古屋海上保安部により安全が確認された時点から供用開始する。

○緊急物資輸送のための暫定供用開始後も、引き続き航路啓開・被災施設の応急復旧を実施する。

4.2 対応計画

4.2.1 概要

- ・地震及び津波発生後、速やかに命を守る避難行動をとる。
- ・安全を確保した後、通信の確保を行う。
- ・高潮警報・暴風警報解除後、津波警報解除後、被害状況調査を実施し、航路啓開、被災貨物・瓦礫の撤去、必要に応じて港湾施設の応急復旧を実施する。

4.2.2 名古屋港 BCP の発動

名古屋港 BCP の発災時の対応に係る発動基準は以下のとおりとする。

なお、気象庁より南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、名古屋港管理組合は、構成員等へ対応の連絡、注意喚起等を行う。

●発動基準

- ① 名古屋市、知多市、東海市、弥富市、飛島村のいずれかの地域で震度 6 弱以上の地震が発生したとき
- ② 伊勢・三河湾に津波警報または大津波警報が発表されたとき
- ③ 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が東海地方に発令されたとき
- ④ 台風に伴い、名古屋市、知多市、東海市、弥富市、飛島村のいずれかに暴風警報及び高潮注意報・高潮警報等が発表され、港湾施設等に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれが予想される場合において、その状況を総合的に勘案し、名古屋港 BCP 協議会の会長が発動を宣言したとき

4.2.3 初動時

(1) 避難

地震が発生したら、迅速に避難し身の安全を守る。

(2) 安否確認

構成員は、各自組織の安否確認を行う。

(3) 体制の確立

構成員は、予め定められた情報共有体制を確立する。

(4) 通信手段の確保

構成員は、複数の連絡手段（衛星携帯電話、固定電話、携帯電話、PC・携帯電話・スマートフォンによるメール、FAX 等）により、通信手段を確保する。

構成員は、事前に衛星携帯電話を設置することが望ましい。

4.3 名古屋港 BCP における連携・協働体制

名古屋港 BCP では、中部地方整備局及び名古屋港管理組合から発せられる情報をもとに、中部地方整備局名古屋港湾事務所、名古屋港管理組合、中部運輸局海事振興部、名古屋海上保安部が主体となって、災害協定団体、物流関連団体、C I Q 部局、道路関連部局、石油精製業者、電力・都市ガス事業者等と連携・協働を図りながら早期の港湾機能回復に向けた、応急復旧活動を行う。

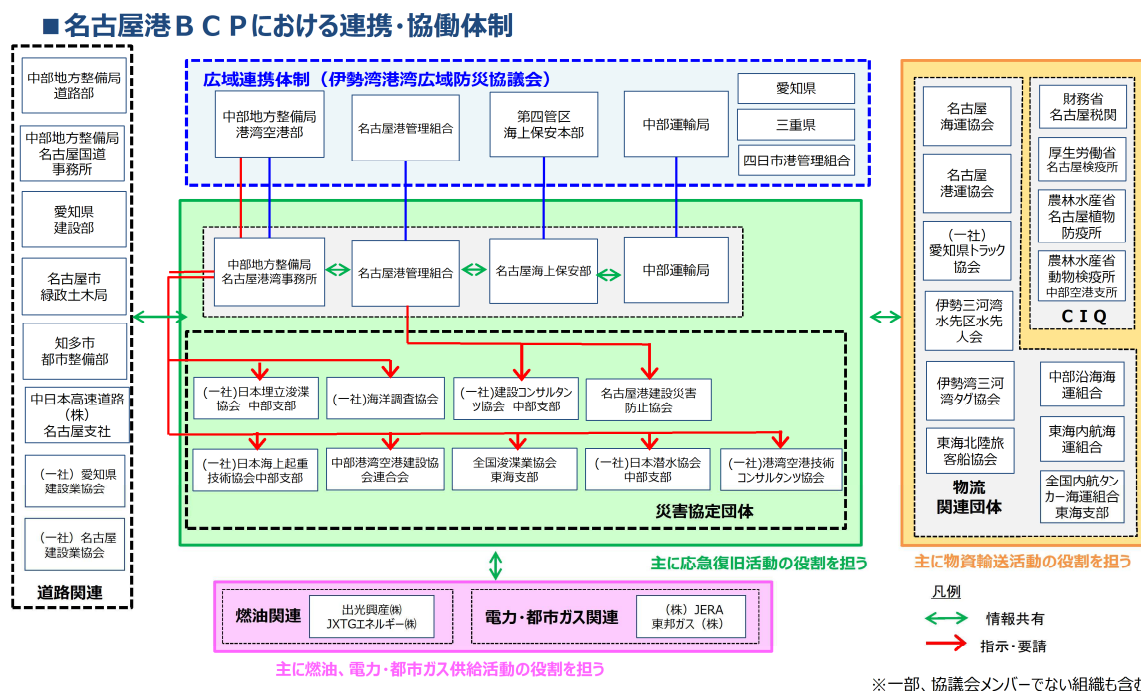


図 4.1 名古屋港における連携・協働体制

4.4 伊勢湾における広域連携

4.4.1 広域連携の必要性及び伊勢湾 BCP の策定

災害時には、伊勢湾各港の港湾機能継続計画(以下、「港湾 BCP」という。)に従い、港湾機能の回復がなされるが、被害が広域に及ぶ大規模災害時には、港湾単独では災害対応に限界がある。社会が混乱する中で、広域の関係者が様々な情報を共有して、限られた資機材・人材を配置するなど、伊勢湾全体として、災害対応に当たる必要がある。そのため、伊勢湾では、伊勢湾内の広域連携により資機材・人材を確保し、航路啓開・港湾施設等の応急復旧により緊急支援物資の受け入れるなど、港湾物流機能の早期回復の実現を目的として、「伊勢湾港湾機能継続計画(以下、「伊勢湾 BCP」という。)が策定されている。大規模災害の発生時には、各港の港湾 BCP と伊勢湾 BCP が連携して、災害対応に当たることが重要である。

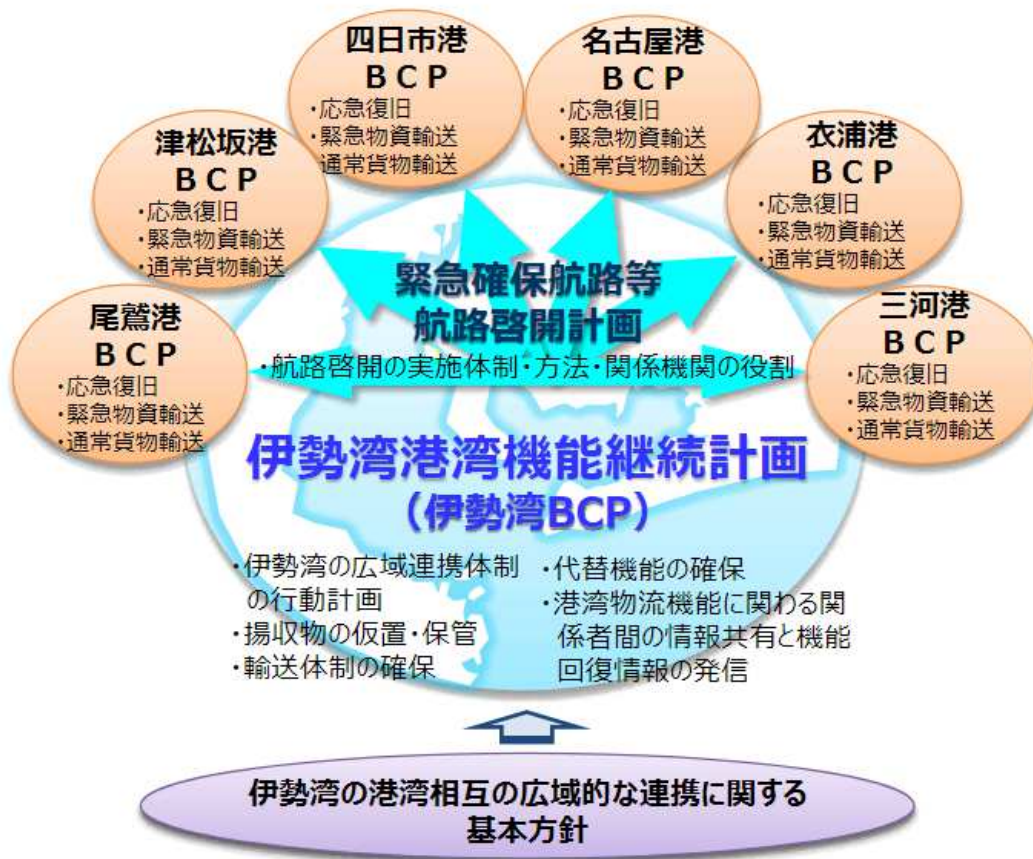


図 4.2 伊勢湾における港湾機能継続のための広域連携のイメージ

4.4.2 伊勢湾 BCP と各港 BCP との連携体制

伊勢湾 BCP の「発動基準(下図)」に該当する場合は、国・港湾管理者等は、「広域連携体制」を構築することとしている。

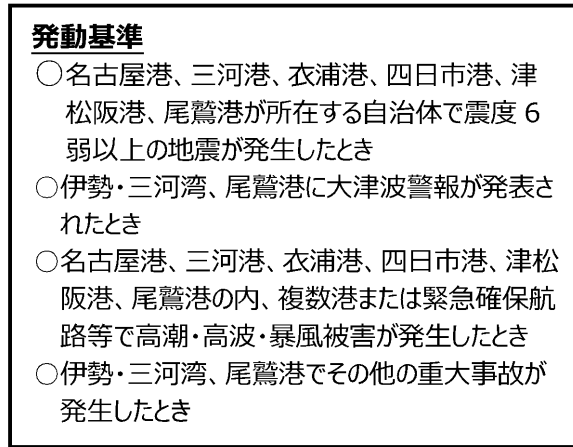


図 4.3 伊勢湾 BCP の発動基準

広域連携体制では、港湾施設等の被災状況、啓開作業のための資機材・人材の調達状況、岸壁等の応急復旧状況や道路等の啓開状況を考慮し、優先して啓開作業等を実施する港湾施設を設定することとなる。

航路啓開については、緊急確保航路及び開発保全航路の啓開を担う国と港湾区域内の啓開を担う港湾管理者が連携して実施することになるが、限られた資機材・人材を効率的に配置し、伊勢湾全体で災害対応に当たる必要がある。

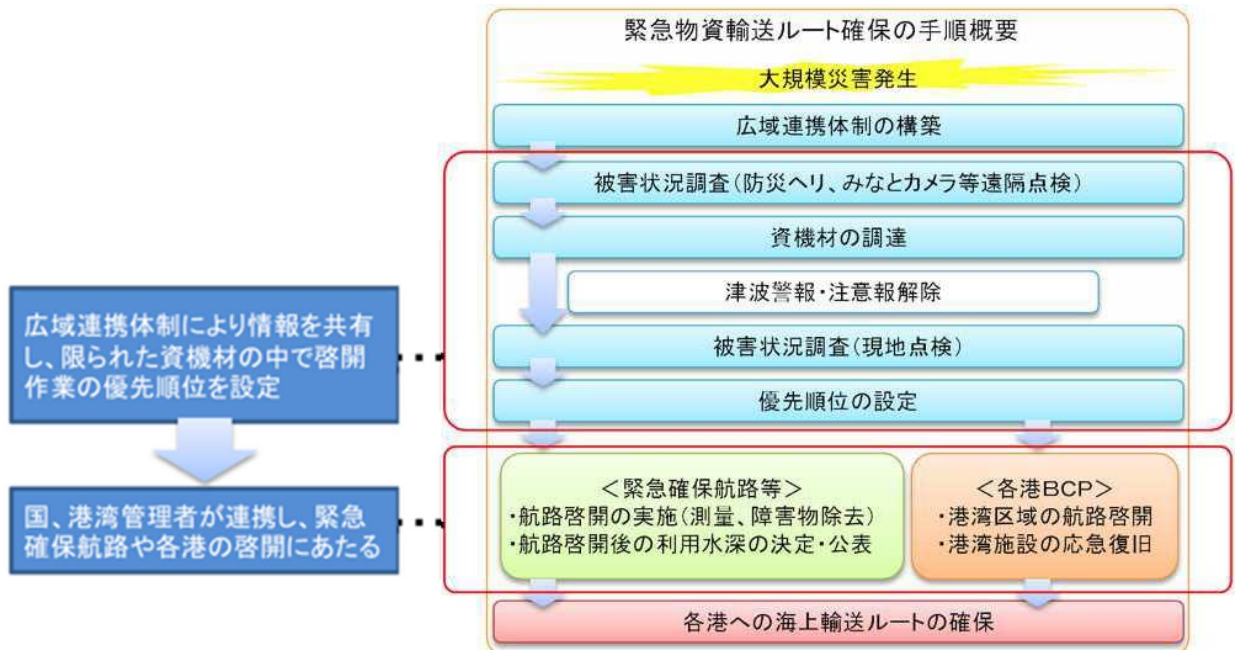


図 4.4 伊勢湾における港湾機能継続のための広域イメージ

4.5 主な応急復旧活動の行動計画と役割分担

応急復旧活動における個別の対処行動は、関係機関が各々の役割分担に基づき実施する。発災後、直ちに体制構築および被災状況把握を行った上で、航路啓開、岸壁復旧および臨港道路の応急復旧活動を行う。発災後 72 時間（3 日）で、耐震強化岸壁（潮風ふ頭 28・29 号岸壁、大江ふ頭 38 号岸壁、金城ふ頭新規概成岸壁）において、緊急物資輸送の最小限の海上輸送ルートを確認し、7 日で燃油及び電力・都市ガスの供給ルートを確保するとともに、他の施設の応急復旧を行い緊急物資輸送の拡充を図る。

表 4.1 名古屋港における主な応急復旧活動の行動計画と役割分担

■緊急物資輸送

名古屋港	目標時間			関係者の役割分担											連携			
	発災～24時間	24時間～72時間	72時間～	地方整備局	港湾管理者	海上保安部	災害協定団体	水先人	タグ事業者	海運事業者	港運事業者	陸運事業者	中部運輸局	C I Q	道路管理者	愛知県	燃油関連事業者	電力・都市ガス事業者
応急復旧活動	体制構築	体制構築、被災情報の収集 被害想定 ^(※)	※強震計、GPS波速計、海洋振速レーダーの観測データに基づく被害想定について検討中（中継地盤）	◎	◎	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	航路啓開	津波警報の解除等（想定）	①名古屋港に接続する緊急確保航路の確保	◎	△	○	○											
			②耐震強化岸壁に接続する港湾区域内の啓開	△	◎	○	○											
			③製油所・製造所・油槽所及びその他利用可能な岸壁に接続する港内水域の啓開	△	◎	○	○											
	岸壁復旧	④耐震強化岸壁の被災状況調査	③耐震強化岸壁の応急復旧	△	◎	○	○											
		⑤耐震強化岸壁の背後ヤードの被災状況調査	④耐震強化岸壁の背後ヤードの応急復旧	△	◎	○	○											
			⑥耐震強化岸壁に接続する臨港道路の啓開	△	◎	○	○											
			⑦緊急物資の海上輸送	△				○	○	○		◎				△		
			⑧緊急物資の港湾荷役								○	◎	○			△		
			⑨緊急物資の陸上輸送									○	◎			△		
	臨港道路		⑩燃油及び電力・都市ガス供給体制の確保	△	△			△	△				△			◎	◎	
連携	道路啓開		⑥内陸道路の啓開（臨港道路以外）		△										◎			
	緊急物資輸送活動																	

※津波警報解除等により海上作業の安全性が確認された後に、現地作業を開始する。【凡例】◎…主導的役割を担う主体（幹事役）、○…主導的役割を担う主体、△…協議・調整の対象となる主体

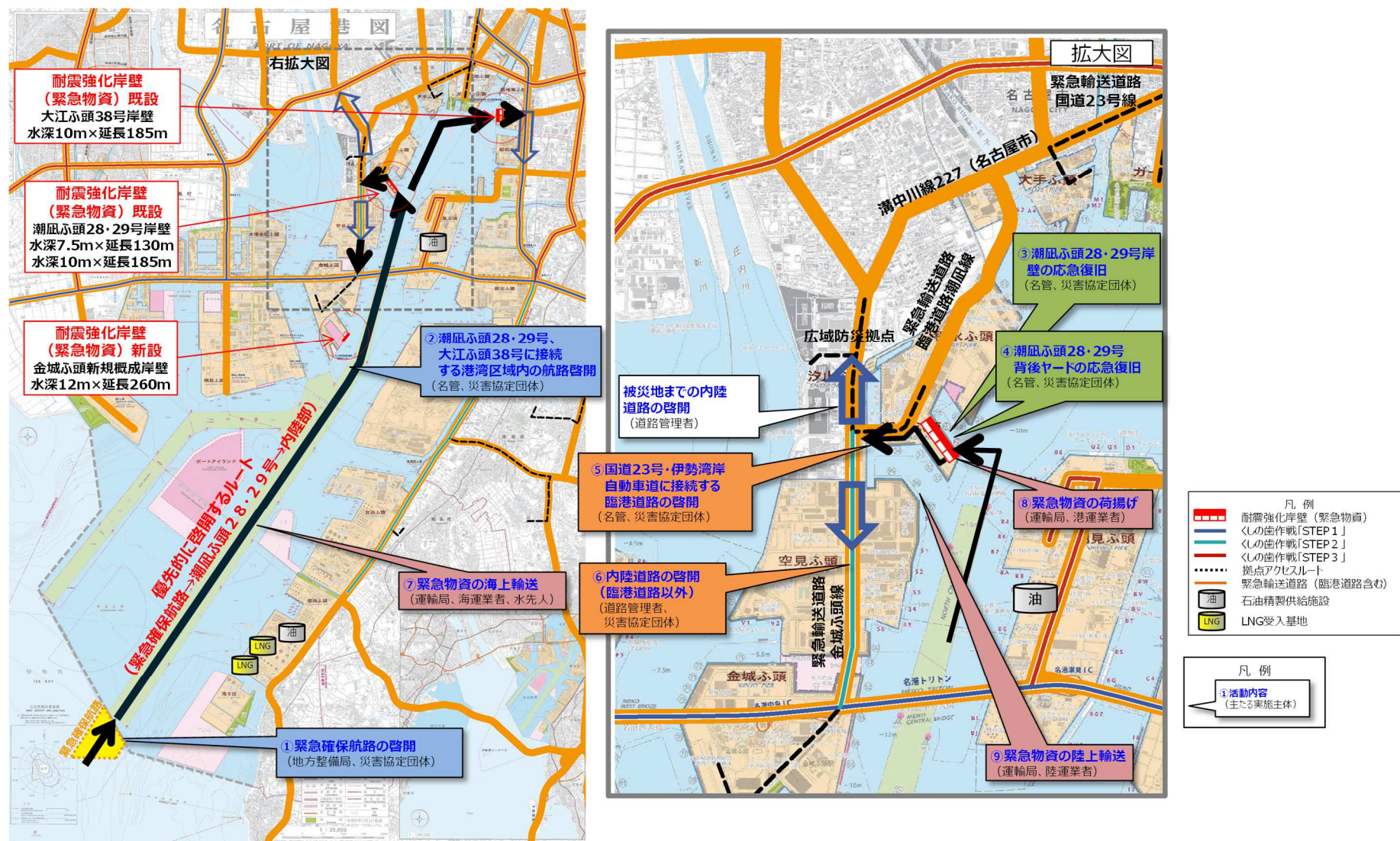
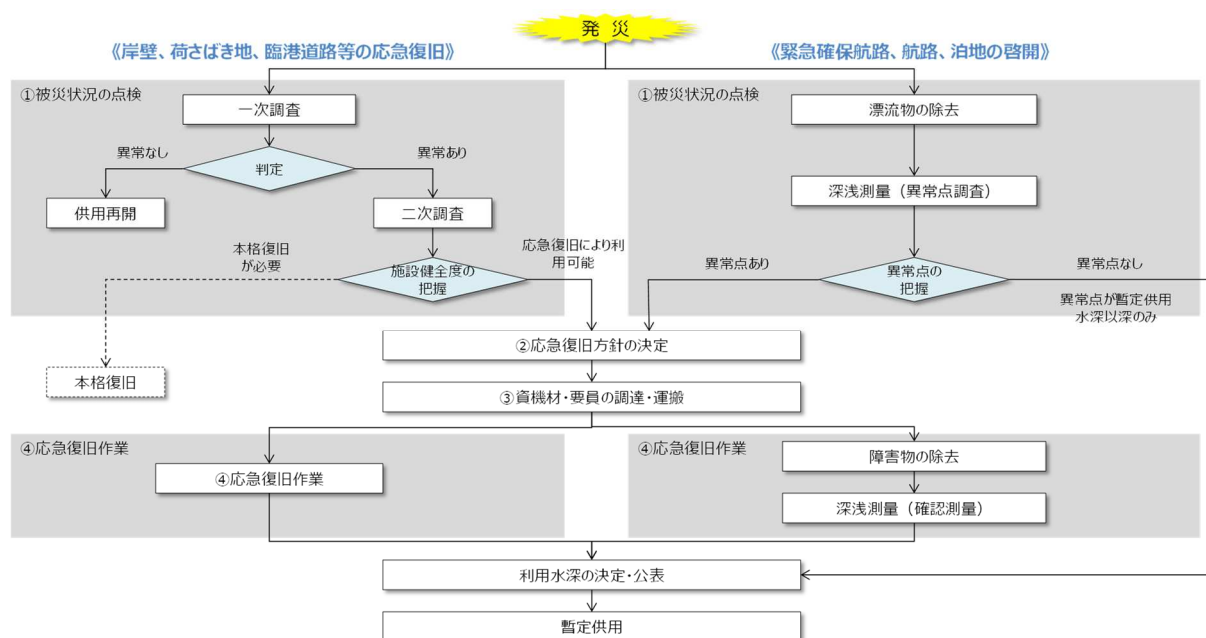


図 4.5 発災時の主な行動・役割分担（例：潮風ふ頭、大江ふ頭、金城ふ頭 公共耐震強化岸壁）

応急復旧においては、下記のフローに従い個別の対処行動を行う。個別の対処行動における実施上のポイント等を次頁以降に示す。

表 4.2 対処行動のフロー



4.6.1 施設の被災状況の点検

発災直後に被害情報を入手し、被災状況を把握する。港湾施設の被災点検においては、耐震強化岸壁、製油所・製造所・油槽所及び LNG 受入基地に接続する水域の被災点検を優先して行う。

被災点検結果については、関係者間で情報共有を図る。

■点検の役割分担

- 国有港湾施設の点検（担当：中部地方整備局名古屋港湾事務所）
- 国有港湾施設以外の公共港湾施設の点検（担当：名古屋港管理組合）
- その他の施設の点検（担当：各施設管理者）

■被災点検方法

点検は主として、目視で被災箇所の位置、延長、被害程度、被害状況の概略を把握する。

■被災点検内容

- ① 水域施設：目視による漂流物の確認。
- ② 外郭施設：移動、沈下、法線の乱れ、亀裂状況等外観の異常の範囲の確認。
- ③ 係留施設：陥没及び隆起、法線の乱れ、破損、液状化等その範囲の確認。
- ④ 臨港交通施設：陥没（沈下、段差）、亀裂（縦断、横断方向）、破損、液状化等異常の範囲の確認。
- ⑤ 荷さばき地：陥没（沈下、段差）、亀裂（縦断、横断方向）、破損、液状化等異常の範囲の確認。
- ⑥ 照明・標識柱：架空線、ポール等の傾斜及びわん曲状況等の確認。
- ⑦ 上屋等：沈下、傾斜、外壁の亀裂等外観の異常の範囲の確認。

4.6.2 応急復旧方針の決定

施設の被災状況の点検結果を踏まえ、まずは耐震強化岸壁における緊急物資輸送の最小限の海上輸送ルートの確保、その後、燃油の供給に係る海上輸送ルート及び電力・都市ガスの供給に係る LNG の海上輸送ルートを確保するための応急復旧方針を早急に決定する。

また、応急復旧時に発生した災害ガレキの仮置場については、土地の利用状況、アクセス性及び被災状況などにより選定する。

表 4.3 応急復旧方針の決定に際しての関係機関

	中部地方 整備局 名古屋港 湾事務所	名古屋港 管理組合	名古屋海 上保安部
①優先啓開ルート、航路啓開必要水深	○	○	○
②耐震強化岸壁の使用可否判断、応急復旧作業の方針	○	○	
③その他利用可能な岸壁の使用可否判断、応急復旧作業の方針	○	○	
④臨港道路の優先啓開ルート	○	○	
⑤災害ガレキの仮置場	○	○	

4.6.3 応急復旧資機材、要員の調達・運搬

災害協定に基づき、応急措置を要請し、応急復旧に必要となる要員や資機材等を調達する。

発災後の限られた資機材を有効に活用した応急復旧方針に基づき応急復旧資機材等の調達を指示する。

■資機材・要員の調達・運搬の役割分担

・締結している災害協定に基づく応急措置の要請 【担当：中部地方整備局港湾空港部、名古屋港管理組合】
・要請に基づく資機材・要員の調達・運搬 【担当：災害協定団体】

表 4.4 災害協定締結状況

機関	名称	協定締結者
中部地方整備局 港湾空港部	緊急的な応急対策業務実施に関する災害協定	一般社団法人日本埋立浚渫協会中部支部
		一般社団法人日本海上起重技術協会中部支部
		中部港湾空港建設協会連合会
		全国浚渫業協会東海支部
	港湾施設点検、港湾施設調査支援に関する災害協定	一般社団法人海洋調査協会
	潜水調査支援に関する災害協定	一般社団法人日本潜水協会
	港湾施設調査・設計支援に関する災害協定	一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会
	防災エキスパート施設点検支援に関する災害協定	中部みなと防災ネット
名古屋港管理組合	TEC－FORCE支援(水中部調査)に関する災害協定	一般社団法人日本潜水協会
	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定	静岡県、愛知県、三重県、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、一般社団法人日本埋立浚渫協会中部支部、中部港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会中部支部、全国浚渫業協会東海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会
	大規模災害時等における応急対策業務に関する協定	名古屋港建設災害防止協会
	大規模災害時における橋梁緊急点検等に関する協定	一般社団法人建設コンサルタント協会中部支部
	大規模地震発生時における緊急物資受入れ等のための出動に関する協定	名古屋港運協会
	港湾施設における大規模地震対策に関する協定	名古屋港運協会
	大規模地震発生時における耐震強化岸壁の取扱いに関する協定	中部地方整備局、名古屋港埠頭(株)、飛島コンテナ埠頭(株)、名古屋ユナイテッドコンテナターミナル(株)、名古屋海運協会、名古屋港運協会
	大規模災害時等における建設機械器具の手配に関する協定	一般社団法人 日本建設機械レンタル協会中部支部

	災害時等における無人航空機の運用に関する協定書	株式会社テラ・ラボ、株式会社 ROBOZ
	災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の派遣に関する覚書	中部地方整備局 港湾空港部

4.6.4 応急復旧作業の実施

耐震強化岸壁に接続する航路・泊地について、航路啓開を実施するとともに耐震強化岸壁、背後ヤード、臨港道路等の応急復旧を行い、港湾機能の早期回復を図る。

■官民含めた役割分担

①深浅測量（事前測量、確認測量）

中部地方整備局所有の海洋環境整備船、港湾業務艇、災害協定団体の測量船の役割を協議し、分担する。

②浮遊物除去作業

中部地方整備局所有の海洋環境整備船、港湾業務艇、災害協定団体の作業船の役割を協議し、分担する。

※中部地方整備局が所有する船舶は、緊急確保航路及び開発保全航路の啓開等を優先することとなるが、必要に応じて名古屋港内における航路啓開等に対する支援等も行う。

■関係機関の連携

③道路啓開

臨港道路管理者と道路管理者が連携し、啓開作業を実施する。

実施主体（名古屋港管理組合、中部地方整備局道路部、愛知県建設局、名古屋市緑政土木局、知多市都市整備部、中日本高速道路（株））

④航路啓開

緊急確保航路及び港内の航路啓開を連携し、作業を実施する。

実施主体（中部地方整備局名古屋港湾事務所、名古屋港管理組合）

4.6.5 緊急物資輸送体制の構築

緊急物資受け入れのため、使用可能な施設を確認し、受け入れ態勢を整える。

また、港湾荷役関係者等の協力を得て作業可能な集積ヤードを確保する。

■耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備

- ・緊急物資輸送船が入港、着岸してから直ちに荷役が行えるよう体制を構築する。
- ・緊急物資輸送船の着岸を支援するための、着岸位置の標示や綱取りが実施できる体制を構築する。
- ・緊急物資輸送船が着岸した後、直ちに荷さばきが開始できる体制を構築する。
- ・水先人を必要とする船舶について、水先人が乗船できる体制を構築する。
- ・タグボートによる操船支援が必要な船舶について、必要隻数を確保する。

実施主体（伊勢三河湾水先区水先人会、伊勢湾三河湾タグ協会、名古屋港運協会、名古屋海運協会、・愛知県トラック協会）

4.7 緊急物資輸送に係る主な行動（例：潮風ふ頭、大江ふ頭、金城ふ頭 公共耐震強化岸壁）

（注）行動内容②、⑥は燃油の供給に係る海上輸送ルート確保にも適用

行動内容②は電力・都市ガスの供給に係るLNGの海上輸送ルート確保にも適用

行動内容		①名古屋港に接続する緊急確保航路の啓開
実施主体	中部地整港湾空港部	・ 港湾区域外の緊急確保航路における航路啓開の作業方針および優先順位を決定する。
	中部地整名古屋港湾事務所	・ 港湾区域外の緊急確保航路における深浅測量及び浮遊物の除去を行う。 ・ 沈降障害物の除去等の災害協定団体による航路啓開作業の監督・指示する。 ・ 応急公用負担権限の行使の発動を行う。
関係者	名古屋港管理組合	・ 緊急確保航路と港湾区域内の航路の接続部付近の啓開作業について、中部地整港湾空港部および名古屋港湾事務所と調整を行う。
	名古屋海上保安部	・ 船舶交通の整理・指導を行うとともに、船舶への情報提供を行う。 ・ 水路の安全確保および航路標識の状況把握、応急復旧を行う。
	災害協定団体	（一社）日本海上起重技術協会 中部支部 （一社）日本埋立浚渫協会 中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 全国浚渫業協会東海支部
		・ 災害協定に基づき、中部地整港湾空港部の要請に応じて作業船団を派遣する。 ・ 名古屋港湾事務所の監督・指示に基づき、浮遊物・海底障害物を除去する。
		・ 災害協定に基づき、中部地整港湾空港部の要請に応じて測量班・機材を派遣する。 ・ 名古屋港湾事務所の監督・指示に基づき、深浅測量および海底障害物の調査等を実施する。
		・ 災害協定に基づき、中部地整港湾空港部の要請に応じて潜水班・機材を派遣する。 ・ 名古屋港湾事務所の監督・指示に基づき、海底障害物の潜水調査等を実施する。

行動内容			②耐震強化岸壁(潮風ふ頭28・29号、大江ふ頭38号岸壁、金城ふ頭新規概成岸壁)に接続する港湾区域内の航路啓開
実施主体	名古屋港管理組合		・ 港湾区域内の航路における深浅測量及び浮遊物の除去を行う。 ・ 沈降障害物の除去等の災害協定団体による航路啓開作業の監督・指示する。 ・ 応急公用負担権限の行使の発動を行う。 (被害の状況に応じて、中部地整港湾空港部に支援要請を行う。)
関係者	中部地整港湾空港部		(名古屋港管理組合からの支援要請を受け、中部地整名古屋港湾事務所に支援活動の指示を行う。)
	中部地整名古屋港湾事務所		(名古屋港管理組合が実施する港湾区域内の浮遊物・海底障害物の除去作業を支援する。)
	名古屋海上保安部		・ 船舶交通の整理・指導を行うとともに、船舶への情報提供を行う。 ・ 水路の安全確保および航路標識の状況把握、応急復旧を行う。
	災害協定団体	名古屋港建設災害防止協会	・ 災害協定に基づき、名古屋港管理組合の要請に応じて作業船団を派遣する。 ・ 名古屋港管理組合の監督・指示に基づき、浮遊物・海底障害物を除去する。
		(一社)日本海上起重技術協会 中部支部	
		(一社)日本埋立浚渫協会 中部支部	
		中部港湾空港建設協会連合会	
		全国浚渫業協会東海支部	
		(一社)海洋調査協会	・ 災害協定に基づき、名古屋港管理組合の要請に応じて測量班・機材を派遣する。 ・ 名古屋港管理組合の監督・指示に基づき、深浅測量および海底障害物の調査等を実施する。
		(一社)日本潜水協会 中部支部	・ 災害協定に基づき、名古屋港管理組合の要請に応じて潜水班・機材を派遣する。 ・ 名古屋港管理組合の監督・指示に基づき、海底障害物の潜水調査等を実施する。

※()で示した行動は、名古屋港管理組合の支援要請があった場合に実施する

行動内容			③耐震強化岸壁(潮風ふ頭28・29号、大江ふ頭38号岸壁、金城ふ頭新規概成岸壁)の応急復旧
実施主体	名古屋港管理組合		・ 潮風ふ頭28・29号岸壁、大江ふ頭38号岸壁の応急復旧 (被害の状況に応じて、中部地整港湾空港部に支援要請を行う。)
	中部地整港湾空港部 中部地整名古屋港湾事務所		・ 金城ふ頭新規概成岸壁の応急復旧
関係者	中部地整港湾空港部		(名古屋港管理組合からの支援要請を受け、中部地整名古屋港湾事務所に支援活動の指示を行う。)
	中部地整名古屋港湾事務所		(名古屋港管理組合が実施する潮風ふ頭28・29号岸壁、大江ふ頭38号岸壁の応急復旧作業を支援する。)
	災害協定団体	名古屋港建設災害防止協会	・ 災害協定に基づき、中部地整港湾空港部(金城ふ頭新規概成岸壁)又は名古屋港管理組合(潮風ふ頭28・29号岸壁、大江ふ頭38号岸壁)の要請に応じて作業班を派遣する。 ・ 名古屋港管理組合の監督・指示に基づき、潮風ふ頭28・29号岸壁、大江ふ頭38号岸壁の応急復旧等の措置を行う。 ・ 中部地整名古屋港湾事務所の監督・指示に基づき、金城ふ頭新規概成岸壁の応急復旧の措置を行う。
		(一社)日本海上起重技術協会 中部支部	
		(一社)日本埋立浚渫協会 中部支部	
		中部港湾空港建設協会連合会	
		全国浚渫業協会東海支部	
		(一社)日本潜水協会 中部支部	
	(一社)港湾空港技術コンサルタンツ協会		・ 災害協定に基づき、中部地整港湾空港部(金城ふ頭新規概成岸壁)又は名古屋港管理組合(潮風ふ頭28・29号岸壁、大江ふ頭38号岸壁)の要請に応じて調査員を派遣する。 ・ 名古屋港管理組合の監督・指示に基づき、潮風ふ頭28・29号岸壁、大江ふ頭38号岸壁の応急復旧等の措置に関する調査・設計を実施する。 ・ 中部地整名古屋港湾事務所の監督・指示に基づき、金城ふ頭新規概成岸壁の応急復旧等の措置に関する調査・設計を実施する。

※()で示した行動は、名古屋港管理組合の支援要請があった場合に実施する

行動内容		④耐震強化岸壁(潮風ふ頭28・29号、大江ふ頭38号岸壁)の背後ヤードの応急復旧	
実施主体	名古屋港管理組合		潮風ふ頭28・29号岸壁、大江ふ頭38号岸壁の背後ヤードの応急復旧 (被害の状況に応じて、中部地整港湾空港部に支援要請を行う。)
関係者	中部地整港湾空港部		(名古屋港管理組合からの支援要請を受け、中部地整名古屋港湾事務所に支援活動の指示を行う。)
	中部地整名古屋港湾事務所		(名古屋港管理組合が実施する背後ヤードの応急復旧作業を支援する。)
	災害協定団体	名古屋港建設災害防止協会	- 災害協定に基づき、名古屋港管理組合の要請に応じて作業班を派遣する。 - 名古屋港管理組合の監督・指示に基づき、ヤードに散乱した瓦礫の撤去、エプロンとヤードの間の段差の応急復旧等の措置を行う。
		(一社)日本海上起重技術協会 中部支部	
		(一社)日本埋立浚渫協会 中部支部	
		中部港湾空港建設協会連合会	
		全国浚渫業協会東海支部	
	(一社)港湾空港技術コンサルタンツ協会		- 災害協定に基づき、名古屋港管理組合の要請に応じて調査員を派遣する。 - 名古屋港管理組合の監督、指示に基づき、潮風ふ頭28・29号岸壁、大江ふ頭38号岸壁の応急復旧等の措置に関する調査・設計を実施する。

※()で示した行動は、名古屋港管理組合の支援要請があった場合に実施する

行動内容		⑤潮風ふ頭28・29号岸壁から国道23号及び伊勢湾岸自動車道に接続する臨港道路の啓開	
実施主体	名古屋港管理組合	臨港道路の瓦礫除去および道路の応急復旧 (被害の状況に応じて、中部地整港湾空港部に支援要請を行う。)	
関係者	中部地整港湾空港部	(名古屋港管理組合からの支援要請を受け、中部地整名古屋港湾事務所に道路啓開作業の支援指示を行う。)	
	中部地整名古屋港湾事務所	(名古屋港管理組合が実施する道路啓開作業を支援する。)	
	災害協定団体	名古屋港建設災害防止協会	- 災害協定に基づき、名古屋港管理組合の要請に応じて作業班を派遣する。 - 名古屋港管理組合の監督・指示に基づき、道路上の障害物の除去および応急復旧を実施する。
		(一社)日本海上起重技術協会 中部支部	
		(一社)日本埋立浚渫協会 中部支部	
		中部港湾空港建設協会連合会	
		全国浚渫業協会東海支部	
		(一社)建設コンサルタンツ協会 中部支部	- 災害協定に基づき、名古屋港管理組合の要請に応じて調査員を派遣する。 - 名古屋港管理組合の監督・指示に基づき、緊急物資輸送道路に係る橋梁等の緊急点検を実施する。
		(一社)港湾空港技術コンサルタンツ協会	- 災害協定に基づき、名古屋港管理組合の要請に応じて調査員を派遣する。 - 名古屋港管理組合の監督・指示に基づき、臨港道路の応急復旧等の措置に関する調査・設計を実施する。

※()で示した行動は、名古屋港管理組合の支援要請があった場合に実施する

行動内容			⑥内陸道路の啓開（臨港道路以外）
実施主体	名古屋市		・ 市道金城ふ頭線等の内陸につながる道路の道路啓開と応急復旧
	知多市 ※1		・ 市道北浜金沢線等の内陸につながる道路の道路啓開と応急復旧
関係者	中部地整道路部		・ 「中部版くしの歯作戦」において、名古屋市及び知多市が実施する道路啓開活動を必要に応じて支援。
	災害協定団体	(一社)名古屋建設業協会	・ 災害協定に基づき、名古屋市の要請に応じて作業班を派遣する。 ・ 名古屋市の監督・指示に基づき、道路上の障害物の除去および応急復旧を実施する。
		知多市建設業協力会 ※1	・ 災害協定に基づき、知多市の要請に応じて作業班を派遣する。 ・ 知多市の監督・指示に基づき、道路上の障害物の除去および応急復旧を実施する。

※1 知多市及び知多市建設業協力会は、燃油の供給に係る海上輸送ルートの確保においても適用
(一部、協議会構成員でない組織も含む)

行動内容	⑦緊急物資の海上輸送	
実施主体	船舶運航事業者	自治体、国土交通省海事局、日本内航海運組合総連合会、中部運輸局等からの協力要請を受け、船舶による緊急物資の海上輸送を行う。※1
関係者	名古屋海運協会、中部沿海海運組合、東海内航海運組合、全国内航タンカー海運組合東海支部、東海北陸旅客船協会等	自治体、国土交通省海事局、日本内航海運組合総連合会、中部運輸局等からの協力要請を受け、所属する組合員、会員に対して船舶による緊急物資輸送の協力要請を行う。
	中部運輸局	国、自治体等からの緊急物資海上輸送の要請を受け、伊勢三河湾水先区水先人会、伊勢湾三河湾タグ協会、名古屋港運協会、名古屋海運協会、中部沿海海運組合、東海内航海運組合、全国内航タンカー海運組合東海支部、東海北陸旅客船協会、その他関係団体に対して緊急物資海上輸送についての協力要請を行う。
	伊勢三河湾水先区水先人会	自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を輸送する船舶の入出港、離着岸作業を支援する。
	伊勢湾三河湾タグ協会	
	名古屋港運協会	自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を輸送する船舶からの物資の取卸し、船舶への物資の積み込み作業に必要な労働者、荷役機械等の手配も含め港湾荷役の準備を行う。
	(一社)愛知県トラック協会	自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を陸上輸送する作業に必要なトラック、労働者等の手配も含め陸上輸送の準備を行う。

※1 所属団体・組合からの連絡を受け、船舶による緊急物資の海上輸送を行う（一部、協議会構成員でない組織も含む）

⑧緊急物資の港湾荷役		
実施主体	港運事業者	・ 自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を輸送する船舶からの物資の取卸し、船舶への物資の積み込み作業等の港湾荷役を行う。※2
関係者	名古屋港運協会	・ 自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、所属する会員に対して、緊急物資の港湾荷役の協力要請を行う。
	中部運輸局	・ 国、自治体等からの緊急物資海上輸送の要請を受け、名古屋港運協会、その他関係団体に対して、緊急物資を輸送する船舶からの物資の取卸し、船舶への物資の積み込み作業等の港湾荷役の協力要請を行う。
	名古屋税関	・ 海外からの支援物資の税関手続き
	名古屋検疫所	・ 海外から来航する船舶、航空機に対する検疫手続き ・ 海外からの支援物資(食品等)の検疫所手続き
	名古屋植物防疫所	・ 海外からの支援物資(植物)の検疫手続き
	動物検疫所 中部空港支所	・ 海外からの支援物資(動物)の検疫手続き

※2 名古屋港運協会からの連絡を受け、緊急物資を輸送する船舶からの物資の取卸し、船舶への物資の積み込み作業等の港湾荷役を行う

⑨緊急物資の陸上輸送		
実施主体	トラック運送事業者	・ 自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を一次物資拠点等へ陸上輸送する。※3
関係者	(一社)愛知県トラック協会	・ 自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、所属する会員に対して、緊急物資の陸上輸送の協力要請を行う。
	中部運輸局	・ 国、自治体等からの緊急物資海上輸送の要請を受け、愛知県トラック協会に緊急物資の陸上輸送の協力要請を行う。

※3 愛知県トラック協会からの連絡を受け、緊急物資を一次物資拠点等へ陸上輸送する

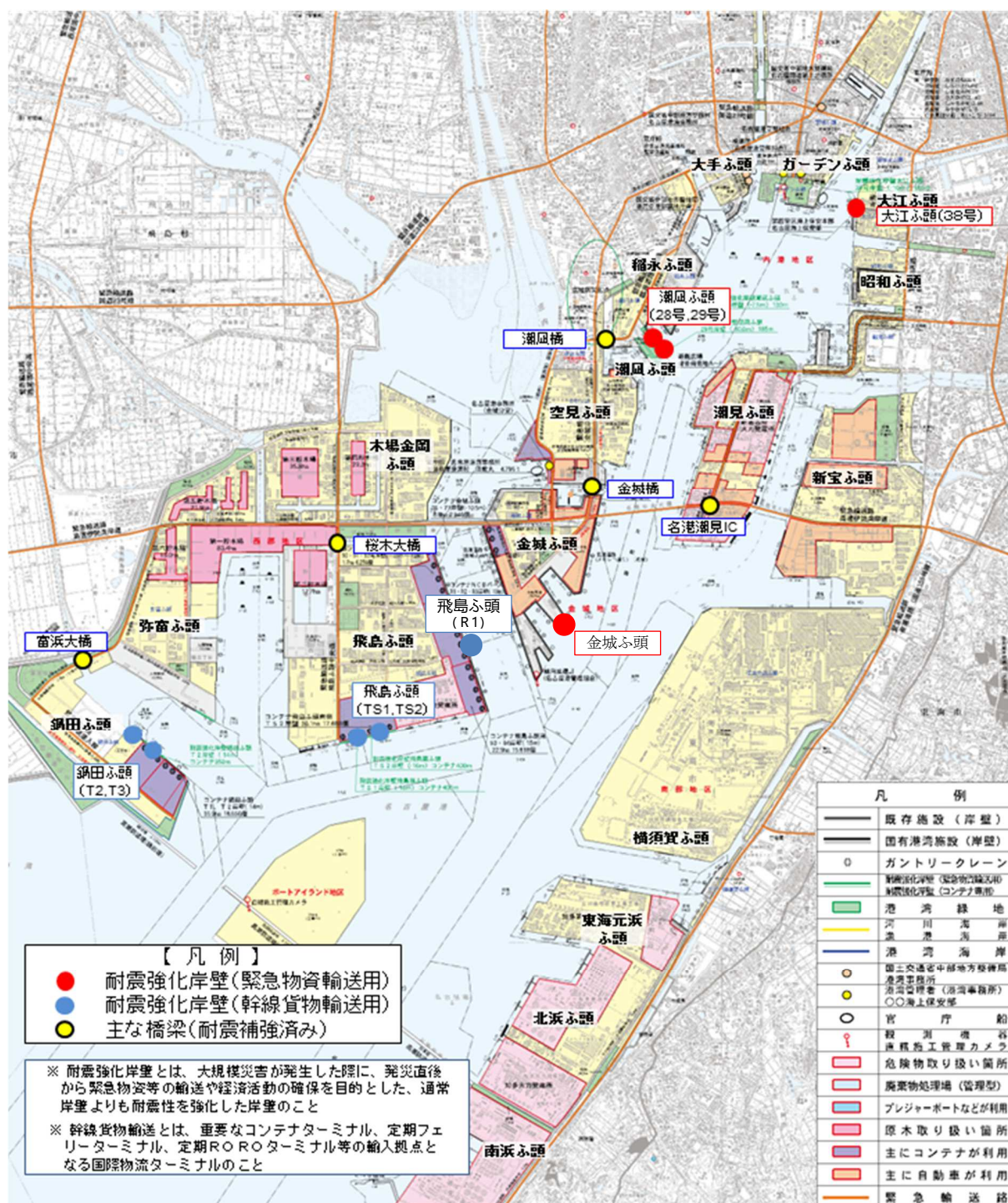


図 4.6 名古屋港の耐震強化岸壁と主な橋梁

表 4.5 名古屋港における主な応急復旧活動の行動計画と役割分担（再掲）

■緊急物資輸送

名古屋港	目標時間			関係者の役割分担											連携			
	発災～24時間	24時間～72時間	72時間～	地方整備局	港湾管理者	海上保安部	災害協定団体	水先人	タグ事業者	海運事業者	港運事業者	陸運事業者	中部運輸局	C I Q	道路管理者	愛知県	燃料関連事業者	電力・都市ガス事業者
応急復旧活動	体制構築	体制構築、被災情報の収集 (被害想定※)	※強震計、GPS測位計、海洋短波レーダーの観測データに基づく被害想定について検討中(中部地域)															
	航路再開	津波警報の解除等(想定)	①名古屋港に接続する緊急確保航路の確保	◎	◎	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
			②耐震強化岸壁に接続する港内区域の再開	△	◎	○	○											
	岸壁復旧		③耐震強化岸壁の被災状況調査	△	◎	○	○											
			④耐震強化岸壁の応急復旧															
			⑤耐震強化岸壁の背後ヤードの被災状況調査	△	◎	○	○											
			⑥耐震強化岸壁の背後ヤードの応急復旧															
	臨港道路		⑦耐震強化岸壁に接続する臨港道路の再開	△	◎	○	○											
			⑧耐震強化岸壁に接続する臨港道路の再開	△	◎	○	○											
	道路再開		⑨内陸道路の再開(臨港道路以外)		△										◎			
連携	緊急物資輸送活動		⑩緊急物資の海上輸送	△				○	○	○		◎				△		
			⑪緊急物資の港湾荷役								○	◎	○			△		
			⑫緊急物資の陸上輸送									○	◎			△		
			⑬燃料油及び電力・都市ガス供給体制の確保	△	△			△	△				△				◎	◎

※津波警報解除等により海上作業の安全性が確認された後に、現地作業を開始する。【凡例】◎…主導的役割を担う主体(幹事役)、○…主導的役割を担う主体、△…協議・調整の対象となる主体

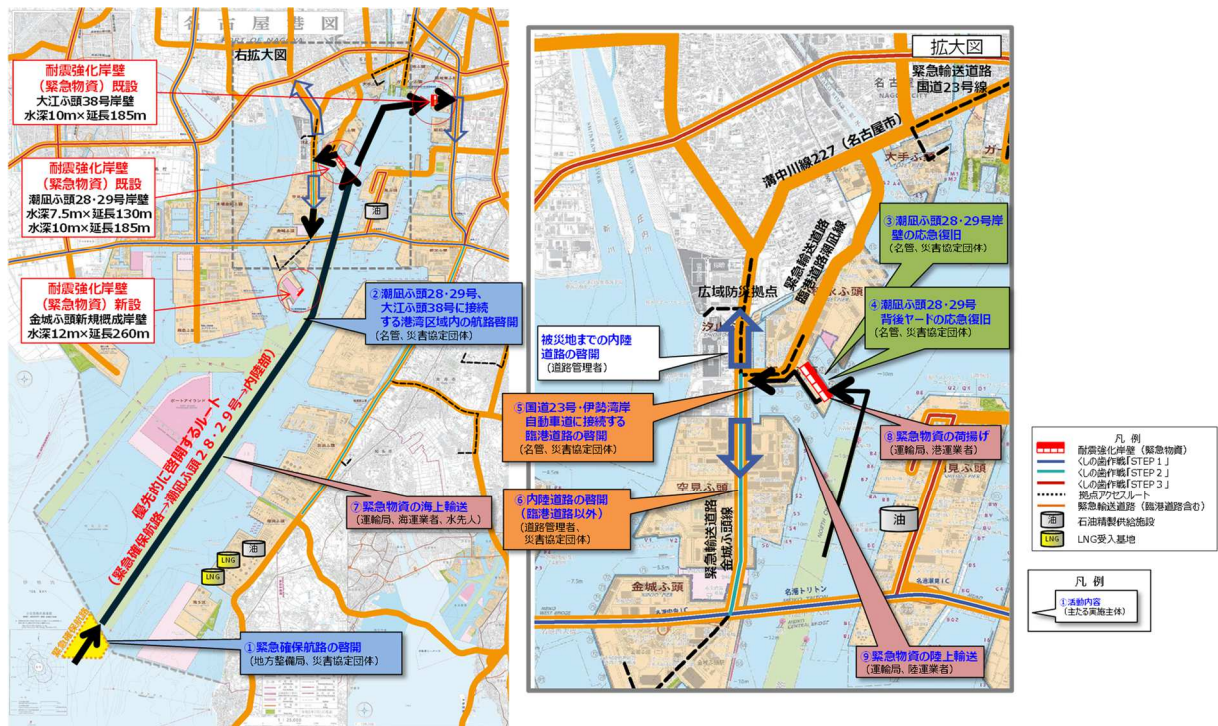
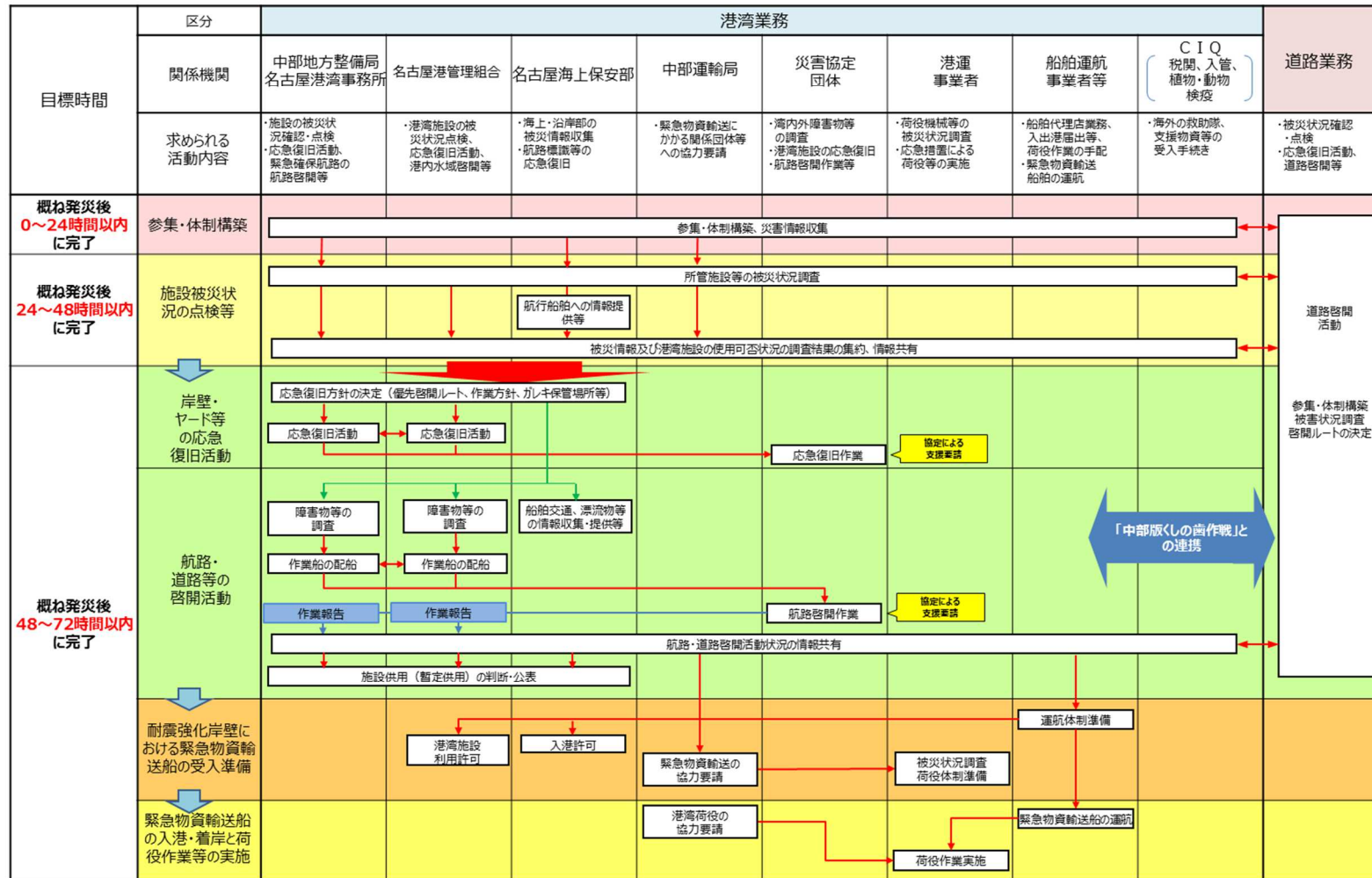


図 4.7 発災時の主な行動・役割分担
(例：潮風ふ頭、大江ふ頭、金城ふ頭 公共耐震強化岸壁)（再掲）

表 4.6 発生時における活動内容フロー

発災時における活動内容フロー



5. 通常貨物輸送編

5.1 基本方針

5.1.1 基本的な考え方

名古屋港における港湾機能の回復目標を設定するにあたっての基本的な考え方を以下に示す。

- ・大規模地震・津波発生後、台風通過後に、港湾物流の再開を目指す時期とその復旧水準（輸送能力）を設定する。
- ・本計画で対象とする岸壁は、コンテナ貨物を取り扱う岸壁及び一般貨物を取り扱う公共岸壁とする。
- ・被災した施設は、災害復旧事業が開始されるまでの2～3ヶ月の間に、応急復旧により港湾機能を回復することが重要となる。

5.1.2 港湾機能の選定

大規模地震・津波発生後、台風通過後において、優先的に機能継続を図る重要な港湾機能は、コンテナ貨物及び一般貨物（完成自動車、産業機械等）に係るものとする。

5.1.3 港湾機能の回復目標

(1) コンテナ貨物

名古屋港でコンテナ貨物を取り扱うコンテナターミナルには、飛島ふ頭南側コンテナターミナルに2バース、同ふ頭のNCBコンテナターミナルに1バース、鍋田ふ頭コンテナターミナルに2バース、計5バースの耐震強化岸壁が整備されており、概ね7日以内に機能回復を目指す。併せて、耐震強化岸壁以外の被害の少ないターミナルについても、応急復旧により、早期の機能回復を目指す。

(2) 一般貨物

名古屋港の一般貨物を取り扱う岸壁には、潮風ふ頭、大江ふ頭に耐震強化岸壁が3バース整備されており、緊急支援物資の取り扱いがある程度落ち着いた段階で順次開始する。

併せて、耐震強化岸壁以外の被害の少ない岸壁についても、応急復旧により、早期の機能回復を目指す。

(3) 品目別の機能回復目標

名古屋港における取扱貨物の品目別の機能回復目標は表5.1のとおりである。

表 5.1 名古屋港における取扱貨物の品目別の機能回復目標

港湾機能	目標復旧時間 (発災後～)	目標復旧レベル (施設数)	備考
コンテナ貨物	7 日以内	岸壁5バース	耐震強化岸壁(幹線貨物輸送対応)
一般貨物	緊急支援物資の取扱いが 落ち着いた段階	岸壁3バース	耐震強化岸壁(緊急物資輸送対応)

※台風等においては被災状況に応じて耐震強化岸壁以外の岸壁についても優先的な復旧を検討するものとする。

5.2 対応計画

5.2.1 概要

- ・地震及び津波発生後、速やかに命を守る避難行動をとる。
- ・安全を確保した後、通信の確保を行う。
- ・高潮警報・暴風警報解除後、津波警報解除後、被害状況調査を実施し、航路啓開、被災貨物・瓦礫の撤去、必要に応じて港湾施設の応急復旧を実施する。
- ・緊急物資輸送の受入体制が確立された後、コンテナ貨物、一般貨物の輸送再開に向けた被害状況調査結果を基に、中部地方整備局港湾空港部、名古屋港管理組合が状況を総合的に判断し、港湾施設の応急復旧方針を決定する。
- ・港湾施設の応急復旧方針を情報公開する。
- ・応急復旧方針に基づき港湾施設の応急復旧と貨物輸送再開の準備を行う。

5.2.2 名古屋港 BCP の発動

名古屋港 BCP の発災時の対応に係る発動基準は以下のとおりとする。

なお、気象庁より南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、名古屋港管理組合は、構成員等へ対応の連絡、注意喚起等を行う。

●発動基準

- ① 名古屋市、知多市、東海市、弥富市、飛島村のいずれかの地域で震度 6 弱以上の地震が発生したとき
- ② 伊勢・三河湾に津波警報または大津波警報が発表されたとき
- ③ 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が東海地方に発令されたとき
- ④ 台風に伴い、名古屋市、知多市、東海市、弥富市、飛島村のいずれかに暴風警報及び高潮注意報・高潮警報等が発表され、港湾施設等に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれが予想される場合において、その状況を総合的に勘案し、名古屋港 BCP 協議会の会長が発動を宣言したとき

5.2.3 初動時

(1) 避難

地震が発生したら、迅速に避難し身の安全を守る。

(2) 安否確認

構成員は、各自組織の安否確認を行う。

(3) 体制の確立

構成員は、予め定められた情報共有体制を確立する。

(4) 通信手段の確保

構成員は、災害時の通信手段として複数の連絡手段（衛星携帯電話、固定電話、携帯電話、PC・携帯電話・スマートフォンによるメール、FAX 等）を確保する。

構成員は、衛星携帯電話を設置することが望ましい。

5.2.4 コンテナ貨物

(1) コンテナ貨物輸送に関わる関係者

名古屋港におけるコンテナ貨物輸送に係わる関係者（39 者）は表 5.2 のとおりである。

表 5.2 コンテナ貨物輸送に係わる関係者（順不同）

種別	団体・機関等の名称
関係団体・企業 (25者)	(一社)日本海上起重技術協会 中部支部
	(一社)海洋調査協会
	(一社)日本埋立浚渫協会 中部支部
	中部港湾空港建設協会連合会
	全国浚渫業協会 東海支部
	(一社)港湾空港技術コンサルタンツ協会
	(一社)愛知県建設業協会
	(一社)建設コンサルタンツ協会 中部支部
	名古屋港建設災害防止協会
	(一社)日本潜水協会 中部支部
	名古屋港埠頭(株)
	飛島コンテナ埠頭(株)(TCB)
	名古屋ユナイテッドコンテナターミナル(株)(NUCT)
	クレーンメーカー(ガントリークレーン、RTG、ストラドルキャリア等)
	(株)JERA
	西日本電信電話(株)(NTT西日本)
	名古屋外国船主代理店会
	名古屋日本船代理店会
	名古屋海運協会
	伊勢湾三河湾タグ協会
	伊勢三河湾水先区水先人会
	名古屋港運協会
	名古屋港ワッチ業協同組合
	(一社)愛知県トラック協会
	中日本高速道路(株) 名古屋支社
行政機関 (14者)	名古屋海上保安部
	国土交通省 中部運輸局 海事振興部 貨物・港運課
	財務省 名古屋税関
	法務省 入国管理局 名古屋入国管理局
	厚生労働省 名古屋検疫所
	農林水産省 名古屋植物防疫所
	農林水産省 動物検疫所 中部空港支所
	名古屋市 緑政土木局 路政部
	愛知県 建設局 道路維持課
	国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路管理課
	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所
	名古屋港管理組合
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
	国土交通省 中部地方整備局 名古屋港湾事務所

(2) 実施体制

- ・岸壁、荷さばき地、荷役機械、電気設備等（ターミナル施設）を所有・管理するターミナル施設関係者は、各施設の被災状況調査を実施し、名古屋港管理組合に連絡するとともに応急復旧に当たる。
- ・名古屋港管理組合は、港湾施設の被災状況調査結果等の情報を順次、公開する。
- ・名古屋港管理組合は、中部地方整備局港湾空港部、名古屋海上保安部と情報共有し、耐震強化岸壁（幹線貨物輸送対応）等に接岸するための航路・泊地の啓開作業を中部地方整備局に要請する。
- ・名古屋港管理組合は、名古屋市、愛知県、中部地方整備局道路部及び中日本高速道路㈱と情報共有し、市道、県道及び国道等の啓開作業等を調整する。
- ・税関（C）、入管（I）、検疫所・動物検疫所・植物防疫所（Q）は、名古屋港管理組合と情報共有し、貿易等諸手続きに関する調整を行う。
- ・応急復旧後、コンテナ貨物輸送の再開に係る関係者は、輸送再開に向けて、輸送体制を確保するとともに、船舶の調整を行う。
- ・コンテナ貨物輸送の応急復旧と輸送再開準備の実施体制を図 5.1 に示す。

本計画におけるターミナル施設関係者は、表 5.3 のとおりである。

表 5.3 ターミナル施設関係者

コンテナターミナル名	ターミナル施設関係者
飛島ふ頭北コンテナターミナル	名古屋港管理組合 名古屋四日市国際港湾㈱ 名古屋港埠頭㈱
飛島ふ頭南コンテナターミナル	中部地方整備局 名古屋港管理組合 名古屋四日市国際港湾㈱ 名古屋港埠頭㈱
飛島ふ頭南側コンテナターミナル	中部地方整備局 名古屋港管理組合 名古屋四日市国際港湾㈱ 名古屋港埠頭㈱ 飛島コンテナ埠頭㈱
NCBコンテナターミナル	名古屋四日市国際港湾㈱ 名古屋港埠頭㈱
鍋田ふ頭コンテナターミナル	中部地方整備局 名古屋港管理組合 名古屋四日市国際港湾㈱ 名古屋港埠頭㈱ 名古屋ユナイテッドコンテナターミナル㈱

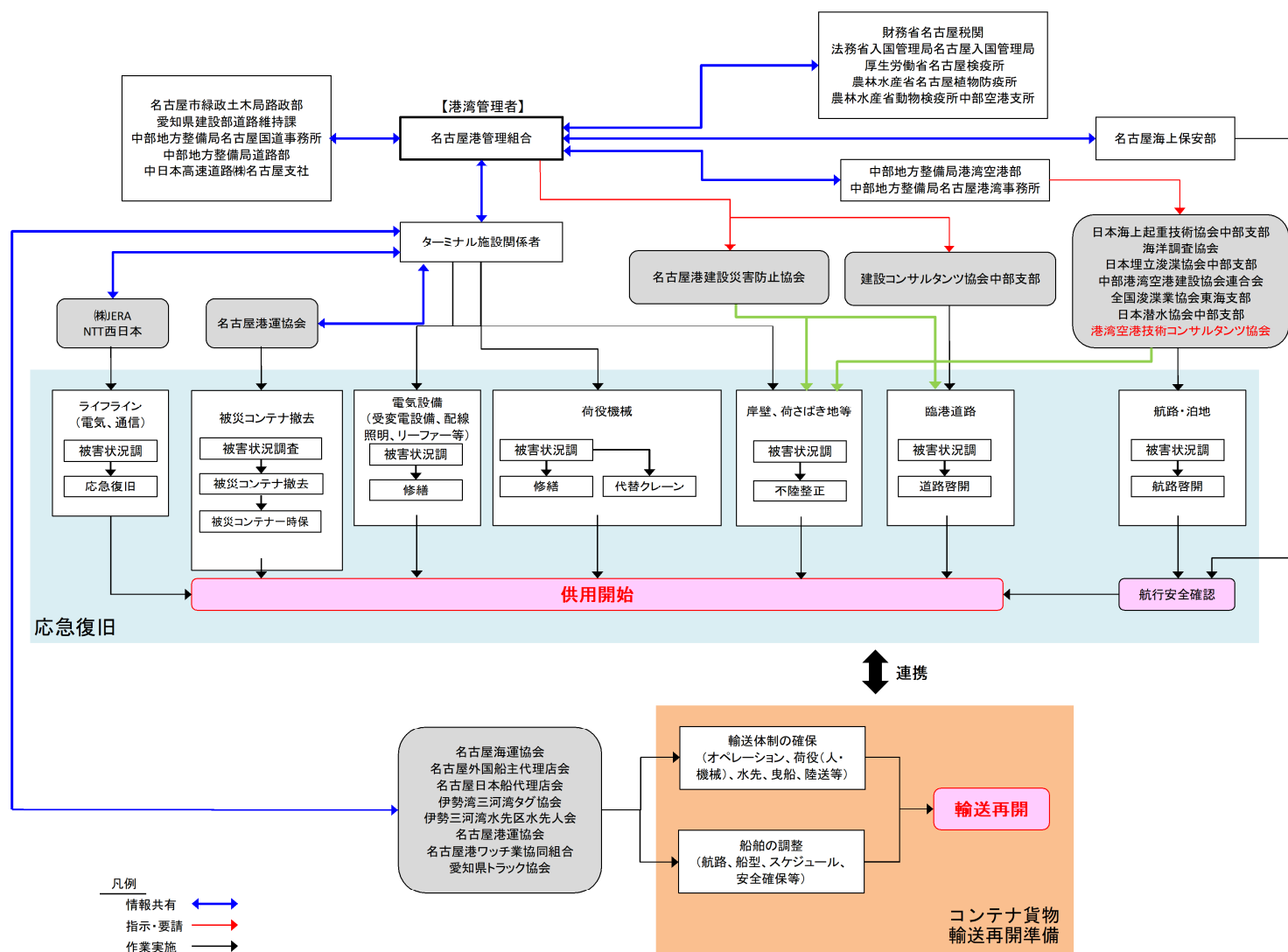


図 5.1 コンテナ貨物輸送の応急復旧と輸送再開準備の実施体制

(3) コンテナ貨物輸送再開までの活動

1) 活動内容

被害状況調査、応急復旧方針決定、応急復旧、港湾物流再開準備の各段階の活動内容を示す。

① 被害状況調査の実施

- ・被害状況の調査を実施する者は、相互に連携・協力し、航路・泊地、ターミナル施設、臨港道路、ライフライン、被災コンテナ・瓦礫の状況を把握する。
- ・被害状況調査機関は次のとおりである。

名古屋港管理組合、名古屋海上保安部、中部地方整備局名古屋港湾事務所、ターミナル施設関係者、愛知県建設業協会、名古屋港建設災害防止協会、建設コンサルタント協会中部支部、日本海上起重技術協会中部支部、海洋調査協会、日本埋立浚渫協会中部支部、中部港湾空港建設協会連合会、全国浚渫業協会東海支部、港湾空港技術コンサルタント協会、日本潜水協会中部支部、(株)JERA、NTT 西日本

② 応急復旧方針の決定

- ・名古屋港管理組合及び中部地方整備局港湾空港部が中心となり、被害状況調査結果を総合的に判断し、応急復旧の対象施設や復旧順位、復旧工程等のコンテナ貨物の輸送再開の手順に関して方針を決定する。
- ・名古屋港管理組合及び中部地方整備局港湾空港部は、必要に応じて代替機能の確保に向け調整する。

③ 応急復旧

- ・応急復旧方針を受けて、応急復旧の関係者は、被災貨物や瓦礫の撤去、臨港道路の啓開、岸壁、荷さばき地等の不陸整正、荷役機械や電気設備の修繕、代替クレーンの調達、航路・泊地の啓開等の応急復旧作業を実施する。

④ 輸送再開準備

- ・応急復旧後、コンテナ貨物輸送の再開に係る関係者は、輸送再開に向け、輸送体制の確保と船舶の調整を実施する。

2) 関係者の役割と作業手順

コンテナ貨物輸送の再開に向けた発災後の活動における主な作業の流れと役割を整理したものを図 5.2 に示す。

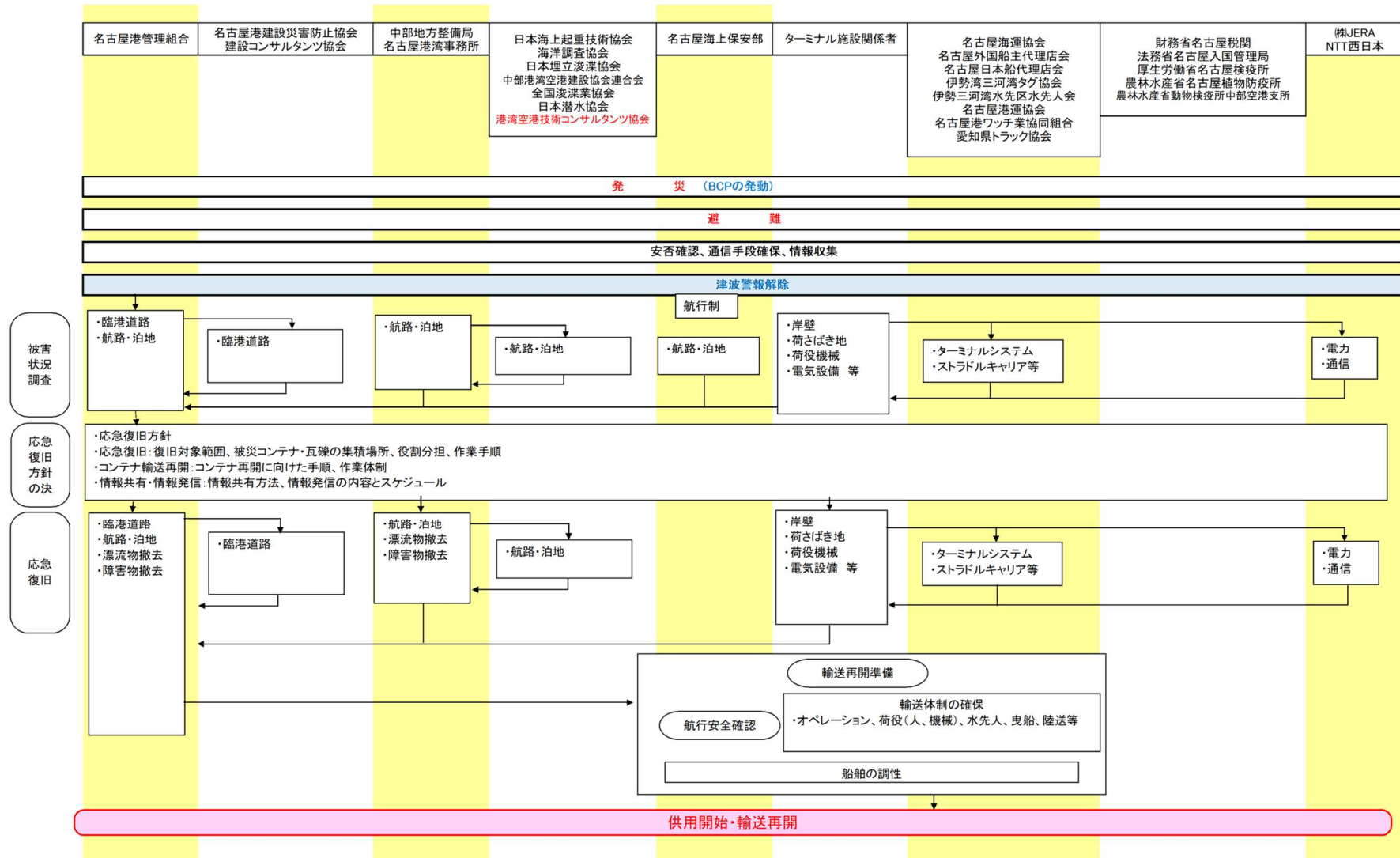


図 5.2 コンテナ貨物輸送再開に向けた主な作業の流れ

5.2.5 一般貨物

(1) 一般貨物輸送に関わる関係者

名古屋港における一般貨物輸送に係わる関係者（40 者）は表 5.4 のとおりである。

表 5.4 一般貨物輸送に係わる関係者（順不同）

種別	団体・機関等の名称
関係団体・企業 (25者)	(一社)日本海上起重技術協会 中部支部
	(一社)海洋調査協会
	(一社)日本埋立浚渫協会 中部支部
	中部港湾空港建設協会連合会
	全国浚渫業協会 東海支部
	(一社)港湾空港技術コンサルタンツ協会
	(一社)愛知県建設業協会
	(一社)建設コンサルタンツ協会 中部支部
	名古屋港建設災害防止協会
	(一社)日本潜水協会 中部支部
	㈱JERA
	西日本電信電話㈱(NTT西日本)
	名古屋外国船主代理店会
	名古屋日本船代理店会
	名古屋海運協会
	中部沿海海運組合
	東海内航海運組合
	全国内航タンカー海運組合東海支部
	東海北陸旅客船協会
	伊勢湾三河湾タグ協会
	伊勢三河湾水先区水先人会
	名古屋港運協会
	名古屋港ワッチ業協同組合
	(一社)愛知県トラック協会
	中日本高速道路㈱ 名古屋支社
行政機関 (15者)	名古屋海上保安部
	国土交通省 中部運輸局 海事振興部 貨物・港運課
	財務省 名古屋税関
	法務省 入国管理局 名古屋入国管理局
	厚生労働省 名古屋検疫所
	農林水産省 名古屋植物防疫所
	農林水産省 動物検疫所 中部空港支所
	名古屋市 緑政土木局 路政部
	知多市 都市整備部
	愛知県 建設局 道路維持課
	国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路管理課
	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所
	名古屋港管理組合
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
	国土交通省 中部地方整備局 名古屋港湾事務所

(2) 実施体制

- ・名古屋港管理組合は、岸壁、荷さばき地等の被災状況調査を実施し、応急復旧に当たる。
必要に応じて中部地方整備局名古屋港湾事務所に支援を要請する。
- ・名古屋港管理組合は、港湾施設の被災状況調査結果等の情報を順次、公開する。
- ・名古屋港管理組合は、中部地方整備局港湾空港部、名古屋海上保安部と情報共有し、耐震強化岸壁（緊急物資輸送対応）等に接岸するための航路・泊地の啓開作業を中部地方整備局に要請する。
- ・名古屋港管理組合は、名古屋市、知多市、愛知県、中部地方整備局道路部及び中日本高速道路㈱と情報共有し、市道、県道及び国道等の啓開作業等を調整する。
- ・税関（C）、入管（I）、検疫所・動物検疫所・植物防疫所（Q）は、名古屋港管理組合と情報共有し、貿易等諸手続きに関する調整を行う。
- ・応急復旧後、一般貨物輸送の再開に係る関係者は、輸送再開に向けて、輸送体制を確保するとともに、船舶の調整を行う。
- ・一般貨物輸送の応急復旧と輸送再開準備の実施体制を図 5.3 に示す。

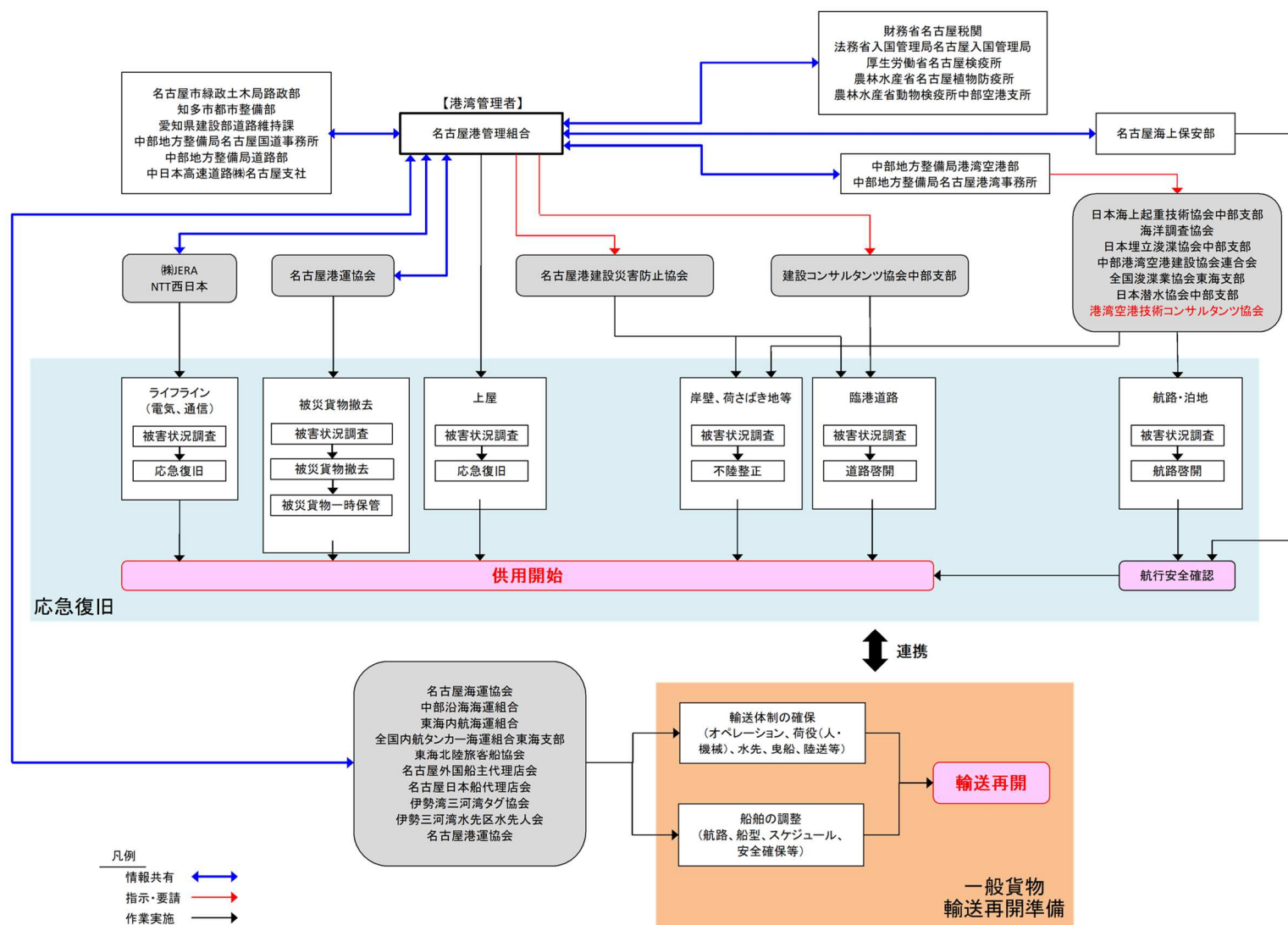


図 5.3 一般貨物輸送の応急復旧と輸送再開準備の実施体制

(3) 一般貨物輸送再開までの活動

1) 活動内容

被害状況調査、応急復旧方針決定、応急復旧、港湾物流再開準備の各段階の活動内容を示す。

① 被害状況調査の実施

- ・被害状況の調査を実施する者は、相互に連携・協力し、航路・泊地、岸壁・荷さばき地、電気設備、臨港道路、上屋、ライフライン、瓦礫の状況を把握する。
- ・被害状況調査機関は次のとおりである。

名古屋港管理組合、名古屋海上保安部、中部地方整備局名古屋港湾事務所、愛知県建設業協会、名古屋港建設災害防止協会、建設コンサルタンツ協会中部支部、日本海上起重技術協会中部支部、海洋調査協会、日本埋立浚渫協会中部支部、港湾空港技術コンサルタンツ協会、中部港湾空港建設協会連合会、全国浚渫業協会東海支部、日本潜水協会中部支部、(株)JERA、NTT 西日本

② 応急復旧方針の決定

- ・名古屋港管理組合及び中部地方整備局港湾空港部が中心となり、被害状況調査結果を総合的に判断し、応急復旧の対象施設や復旧順位、復旧工程等一般貨物の輸送再開の手順に関して方針を決定する。
- ・名古屋港管理組合及び中部地方整備局港湾空港部は、必要に応じて代替機能の確保に向け調整する。

③ 応急復旧

- ・応急復旧方針を受けて、応急復旧の関係者は、被災貨物や瓦礫の撤去、臨港道路の啓開、岸壁、荷さばき地等の不陸整正、航路・泊地の啓開等の応急復旧作業を実施する。

④ 輸送再開準備

- ・応急復旧後、一般貨物輸送の再開に係る関係者は、輸送再開に向け、輸送体制の確保と船舶の調整を実施する。

1) 関係者の役割と作業手順

一般貨物輸送の再開に向けた発災後の活動における主な作業の流れと役割を整理したものを図 5.4 に示す。

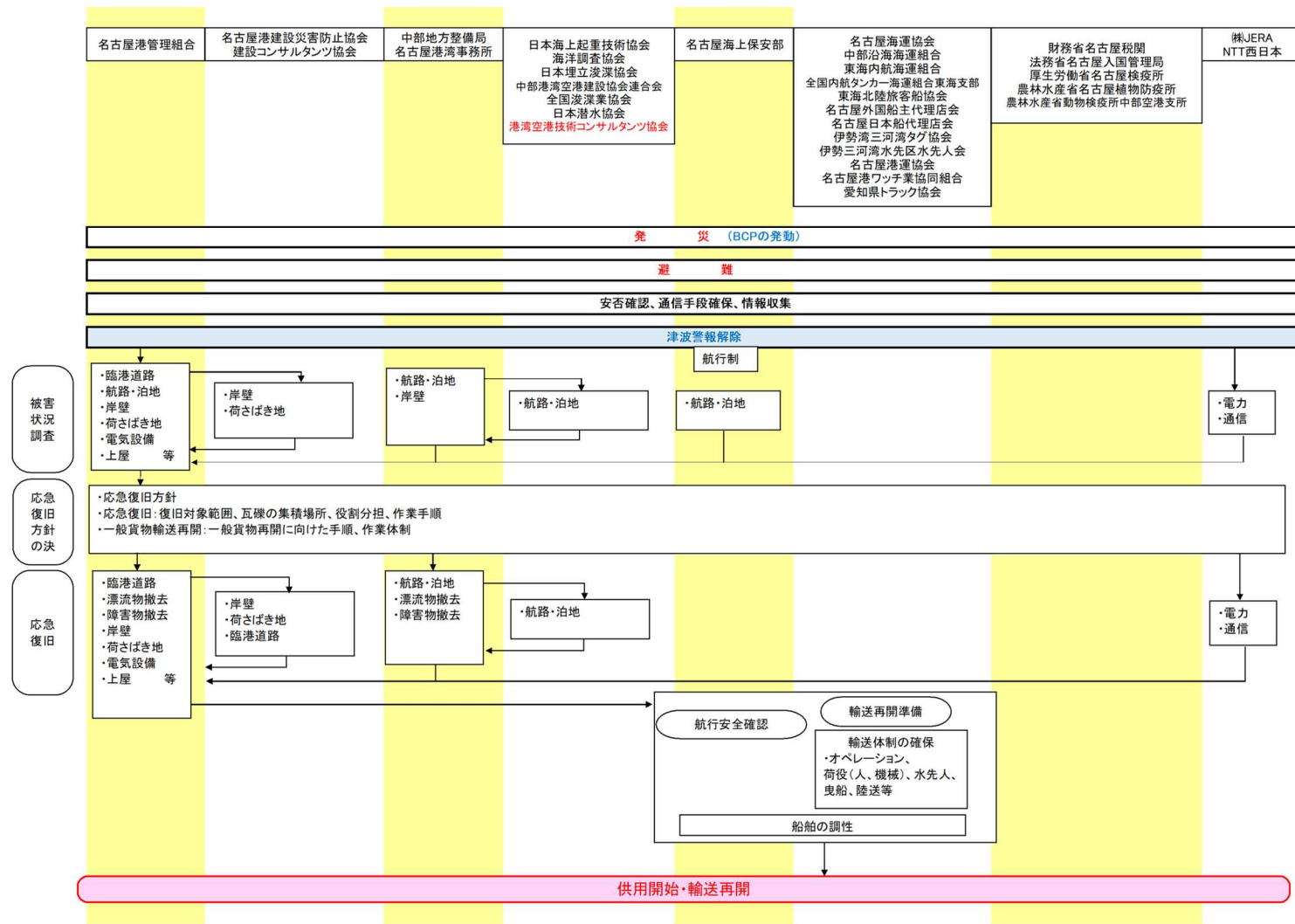


図 5.4 一般貨物輸送再開に向けた主な作業の流れ

6. 情報の共有と発信

6.1 情報の整理と共有

- ・構成員は被害状況調査結果や応急復旧の見通し等の情報を随時、名古屋港管理組合に報告する。
- ・名古屋港管理組合は、これらの情報を集約し、構成員との情報共有に努める。

6.2 情報の発信

① 発信する情報内容

- ・発災後、名古屋港管理組合に報告する。名古屋港管理組合は集約し情報共有に努める情報の内容は表 6.1 のとおりである。

表 6.1 発信する情報の内容

項目	内容
港湾施設の被災・復旧状況	・ 施設の使用可否 ・ 施設の復旧工事の進捗 ・ 施設の供用開始(予定日、開始日) 等
航路・船舶情報	・ 航行禁止水域、喫水制限 ・ 船舶航行にあたっての注意事項 ・ 船舶の初入港 等

② 情報発信の体制・方法

- ・情報発信は、名古屋港管理組合、中部地方整備局名古屋港湾事務所のホームページへの掲載、記者発表等を通じて行う。

7. その他

7.1 事前対策

7.1.1 地震・津波、台風時共通

名古屋港における事前対策は表 7.1 のとおりである。

表 7.1 名古屋港における事前対策

区分	項目	対策	実施主体
初動時の円滑化	通信手段の確保	・名古屋港BCP協議会構成員の衛星電話保有を推進する	構成員
	被害調査項目の設定	・名古屋港BCP協議会構成員を対象に、港湾物流機能の復旧を考慮した被害調査項目及び内容を設定する	名古屋港管理組合 中部地方整備局
	応急復旧方針の決定手順の整理	・応急復旧方針として決定すべき事項と決定の手順を整理する	名古屋港管理組合 中部地方整備局
	名古屋港BCPの改訂	・最新の知見や訓練結果等を踏まえ、名古屋港BCPを改訂する	名古屋港管理組合 中部地方整備局
	名古屋港BCP協議会の構成員のBCPへの反映	・名古屋港BCPを協議会構成員のBCPや防災計画等に反映する	構成員
	教育・訓練の実施	・BCPの概要や防災対策の最新知識の習得を目指した教育を行う ・情報伝達や応急復旧方針決定の図上訓練等を実施する	構成員
応急復旧の円滑化（共通）	災害ガレキの仮置場の選定	・航路啓開等のために災害ガレキの仮置場を選定する	名古屋港管理組合
	航路啓開体制の確立	・航路啓開体制を確立する	名古屋港管理組合 中部地方整備局 名古屋海上保安部
	広域的な連携体制の整備	・伊勢湾での広域連携方策を確立する ・中部地域や全国的な建設団体への支援要請等、連携体制を整備する	名古屋港管理組合 中部地方整備局
	燃料の確保	・応急復旧対応に必要な燃料の調達先を確保する	構成員
	応急復旧に必要な作業員や資機材の確保	・中部地域や全国的な建設団体への支援要請等、連携体制を整備する	名古屋港管理組合 中部地方整備局
	港湾管理者と国の作業分担の整理	・効率的に応急復旧を行うため港湾管理者と国の作業分担や指揮命令系統を整理する	名古屋港管理組合 中部地方整備局
応急復旧の円滑化（コンテナ貨物輸送）	被災コンテナ処理対策の確立	・大量に被災コンテナが発生した場合の仮置場及び処理対策を確立する	名古屋港管理組合 ターミナル施設関係者 名古屋港運協会
	荷役機械の代替方策の確保	・ガントリークレーン等の荷役機械が故障した場合に備え、代替方策を確保する	ターミナル施設関係者 名古屋港運協会
	非常用電源の確保	・オペレーションシステム、リーファー、照明灯等のための非常用電源を確保する	ターミナル施設関係者 名古屋港運協会
	電気設備の復旧手法の確立	・仮設電源の導入等、早期に電気設備を復旧するための手法を確立する	ターミナル施設関係者
	復旧資材ストックの増強	・応急復旧に対応できるよう砕石等の復旧資材のストックを確保する	名古屋港管理組合 中部地方整備局 ターミナル施設関係者
応急復旧の円滑化（一般貨物輸送）	非常用電源の確保	・上屋、電気設備、照明灯等のための非常用電源を確保する	名古屋港管理組合
	復旧資材ストックの増強	・応急復旧に対応できるよう砕石等の復旧資材のストックを確保する	名古屋港管理組合 中部地方整備局
被害の防止・軽減	船舶の津波対策の推進	・船舶の避難方法や固縛方法等の津波対策を推進する	名古屋港管理組合 中部地方整備局 名古屋海上保安部 名古屋海運協会 名古屋外国船主代理店会 名古屋日本船代理店会 中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合 東海支部 東海北陸旅客船協会 プレジャーボート所有者
その他	代替港湾との連携推進	・広域災害時の代替港湾と他地域の港湾との連携を推進する	名古屋港管理組合 中部地方整備局

7.1.2 台風に対して備えるべき事前対策

台風に対して備えるべき事前対策の一例は表 7.2 のとおりである。

表 7.2 台風に対して備えるべき事前対策

区分	想定される被害	事前対策	実施主体
電源の確保	・電気機能、受電施設の浸水	・電気施設の高所への移設 ・浸水防護用壁の設置	各構成員
	・外部電源喪失	・主要建屋へ仮設電源 ・バックアップ電源の設置	各構成員
	・停電の長期化	・発電機の燃料の確保	各構成員
暴風対策	・暴風による施設の被災	・ガラス飛散防止フィルムの貼り付け	各構成員
	・街路樹倒木	・通常時から街路樹のせん定	道路管理者
冠水・浸水対策	・構内の冠水被害	・排水側溝の清掃	各構成員
	・河川、水路、調整池等越水、破堤	・スクリーンの清掃、土のう、板、杭の準備	施設管理者
	・道路の冠水・内水氾濫	・通常時から雨水枡や側溝の点検、清掃	道路管理者
情報・連絡体制の確保	・道路占用物の倒壊	・占有者の復旧セクションとの連絡体制強化（現場担当への連絡）	道路管理者
在庫対策	・LNG 船の受入不可	・在庫確保	エネルギー関連企業
規制準備	・倒木、倒竹、飛来物による道路封鎖	・建設業者との防災協定	道路管理者 災害協定団体
	・道路冠水と通行止め措置の必要	・冠水予測地点への資材の配置	道路管理者

7.2 教育・訓練

7.2.1 教育・訓練の目的

大規模災害発生後の港湾物流機能の継続を、円滑かつ確実に実施していくためには、関係者間の連携が必要不可欠である。

本計画の実行性の向上及び平常時から災害に対する意識向上を図るため、定期的（年1回程度）な訓練等を実施する。

7.2.2 訓練内容

名古屋港における訓練内容は表 7.3 のとおりである。

表 7.3 名古屋港で実施する訓練

訓練の種類	概要
非常時参集訓練	・ 大規模災害発生後の初動体制を確認するため、関係者がそれぞれの事業所へ徒歩で参集する訓練
情報伝達訓練	・ 情報収集伝達の流れについて、問題点等の洗い出しやより実効性のある情報連絡系統の構築を図るため、関係者が参加して情報伝達を実際に行う訓練
DIG(Disaster Imagination Game)による災害図上訓練	・ 与えられた課題に対し、考えられる多様な対応を検討する方式の図上訓練 ・ 組織や関係者間の相互理解を深めることができる ・ 通常のDIGでは、災害発生直後の混乱期の初動対応を対象とすることが多いが、訓練の目的に応じて対象とする期間や局面を設定することが重要
RP(ロールプレイング)方式による訓練	・ 災害時と同じような状況(具体的・数値的な被害状況や関係機関など)を設定し、その中で役を通じて被害状況への対応を疑似体験する訓練 ・ 演出者のほかに、情報提供や要求を行うダミー機関を設定し、演出者は現実に近い状況を体験することができる

7.3 見直し・改善

名古屋港の物流環境は、地域の要請や港湾施設の整備等により、年月の経過とともに変化していく。名古屋港 BCP をより実情に即した実効的なものとするためには、名古屋港 BCP 協議会の継続的活用や定期的な訓練の実施等により、名古屋港 BCP における課題を抽出し、その解決策を検討していくことが重要である。

したがって、PDCA サイクルの手法により、名古屋港 BCP を継続的に更新していくものとする。